

総 社 市 地 域 防 災 計 画

(資 料 編)

令和 6 年 8 月

総 社 市 防 災 会 議

総 社 市 地 域 防 災 計 画 （資料編）目 次

資 料

〈資料 1〉	地勢，気温の概要	1
〈資料 2〉	土砂災害警戒区域等指定箇所一覧	2
〈資料 3〉	山地災害危険地区一覧	12
〈資料 4〉	地震時の点検ダム・ため池及び防災重点ため池一覧	15
〈資料 5〉	異常気象時道路通行規制箇所	22
〈資料 6〉	総社市防災会議条例	23
〈資料 7〉	総社市災害対策本部条例	24
〈資料 8〉	総社市災害対策本部規程	25
〈資料 9〉	総社市大規模災害被災地支援に関する条例	35
〈資料 10〉	総社市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則	37
〈資料 11〉	総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例	39
〈資料 12〉	総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則	40
〈資料 13〉	総社市災害救助支援条例	42
〈資料 14〉	総社市災害救助支援基金条例	44
〈資料 15〉	総社市届出避難所設置要綱	45
〈資料 16〉	国，県管理河川の重要水防箇所	47
〈資料 17〉	水防倉庫等の位置及び主な水防用備蓄資材	50
〈資料 18〉	主な非常用備蓄品	51
〈資料 19〉	消防団組織一覧	54
〈資料 20〉	現有消防・防災用車両	55
〈資料 21〉	消防団現有消防車両等	55
〈資料 22〉	現有消防機器等	56
〈資料 23〉	消防通信施設	57
〈資料 24〉	現有水利施設	57
〈資料 25〉	指定避難所・指定緊急避難場所等一覧	58
〈資料 26〉	災害援護資金等の概要	64
〈資料 27〉	ヘリポート適地	66
〈資料 28〉	総社市 IP 無線設置一覧	66
〈資料 29〉	緊急告知 FM ラジオ配付先一覧	67
〈資料 30〉	避難確保計画策定対象施設（要配慮者施設）	68
〈資料 31〉	岡山県内災害拠点病院一覧	72
〈資料 32〉	防災協定締結一覧	73
〈資料 33〉	被災地支援活動一覧	77

様 式

〈第 1 号様式〉	罹災証明申請書	79
〈第 2 号様式〉	罹災証明書	81
〈第 3 号様式〉	被災証明申請書	82

〈資料１〉 地勢，気温の概要

○気象状況

(総社市消防本部による観測結果)

区 分 (年)	気 温 ℃			降水量 mm		平 均 湿 度 %	現象日数 日		
	平均	最高	最低	合計	最 大 日雨量		晴	曇	雨
平 成 14	15.1	35.2	－4.2	723.5	36.0	61.4	278	57	30
15	14.7	33.8	－8.1	1156.0	56.5	67.9	251	46	68
16	15.5	35.0	－6.5	1316.0	86.0	72.6	264	30	72
17	14.8	33.9	－6.1	627.5	39.5	73.0	281	19	65
18	14.9	35.7	－5.8	1178.0	70.5	75.0	248	16	101
19	15.5	35.7	－4.6	753.0	43.0	73.7	266	26	73
20	15.1	35.2	－4.4	854.0	46.0	73.3	265	16	86
21	15.1	33.9	－4.2	1011.5	54.0	65.9	291	16	58
22	15.3	36.1	－4.2	1114.0	77.5	64.7	275	9	81
23	14.9	34.9	－5.8	1149.0	125.5	53.3	299	10	56
24	14.8	34.5	－5.7	1008.0	89.5	52.5	265	31	70
25	15.4	36.1	－5.3	1312.5	86.5	69.6	295	12	58
26	15.0	36.1	－4.1	1029.0	69.5	72.4	279	23	63
27	15.5	35.4	－3.7	1130.0	62.5	74.3	271	21	73
28	16.1	35.8	－5.2	1322.0	58.5	75.5	277	19	70
29	15.1	35.3	－4.5	1115.0	97.0	74.1	291	10	65
30	15.6	36.6	－7.6	1333.5	135.0	75.2	292	14	59
令 和 元	15.9	35.9	－3.1	807.0	55.0	74.8	285	19	60
2	15.9	36.5	－2.9	1214.0	76.5	75.0	256	9	100
3	15.9	36.4	－7.9	1213.0	296.5	75.9	261	17	87
4	15.9	36.1	－4.5	743.5	48.5	74.4	281	10	74
5	16.3	36.6	－5.6	884.5	102.0	76.0	284	10	71
年平均値 H14～R5	15. 4			1045		70. 5	75%	6%	19%

〈資料2〉 土砂災害警戒区域等指定箇所一覧

令和6年8月

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
小寺	208D小寺001	土石流	○	—	Ⅲ-23100-1	H24. 2. 3
小寺	208D小寺002	土石流	○	○	Ⅲ-23100-2	R2. 9. 29
井尻野	208K井尻野001	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1032	R2. 9. 29
井尻野	208K井尻野002	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1038	R2. 9. 29
井尻野	208K井尻野003	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1031	R2. 9. 29
井尻野	208K井尻野004	急傾斜地の崩壊	○	○	I -2253	R2. 9. 29
赤浜	208K赤浜001	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1039-1	H19. 10. 30
赤浜	208K赤浜002	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1039-2	H19. 10. 30
赤浜	208K赤浜003	急傾斜地の崩壊	○	○	池ノ内	R2. 9. 29
長良	208K長良001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-長良西谷	R2. 9. 29
窪木	208K窪木001	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1035	H19. 10. 30
西阿曾	208D西阿曾001	土石流	○	○	Ⅲ-23164	R2. 9. 29
東阿曾	208K東阿曾001	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1012	R2. 9. 29
東阿曾	208K東阿曾002	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1018	H21. 3. 13
久米	208D久米001	土石流	○	○	I -23165	R2. 9. 29
久米	208D久米002	土石流	○	—	I -23167	H21. 3. 13
久米	208D久米003	土石流	○	—	Ⅱ-23166	H27. 2. 17
奥坂	208K奥坂001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-779	R2. 9. 29
奥坂	208K奥坂002	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-780	R2. 9. 29
奥坂	208D奥坂001	土石流	○	○	Ⅱ-23160	R2. 9. 29
奥坂	208D奥坂002	土石流	○	○	Ⅱ-23162	R2. 9. 29
奥坂	208D奥坂003	土石流	○	○	Ⅱ-23163	R2. 9. 29
奥坂	208D奥坂004	土石流	○	○	Ⅱ-23161	R2. 9. 29
槇谷	208K槇谷001	急傾斜地の崩壊	○		I -990	H19. 10. 30
槇谷	208K槇谷002	急傾斜地の崩壊	○		I -992	H19. 10. 30
槇谷	208K槇谷003	急傾斜地の崩壊	○		I -994	H21. 3. 13
槇谷	208K槇谷004	急傾斜地の崩壊	○		I -995	H21. 3. 13
槇谷	208K槇谷005	急傾斜地の崩壊	○		I -993	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷006	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-709	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷007	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-738	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷008	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-739	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷009	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-740	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷010	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-123	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷011	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-124	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷012	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-125	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷013	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-126	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷014	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-127	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷015	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-128	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷016	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-129	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷017	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-130	H24. 2. 3
槇谷	208K槇谷018	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-706	H25. 3. 8
槇谷	208K槇谷019	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-707	H25. 3. 8

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
槇谷	208K槇谷020	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-708	H25. 3. 8
槇谷	208K槇谷021	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-741	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷001	土石流	○		Ⅰ-23007	H19. 1. 30
槇谷	208D槇谷002	土石流	○		Ⅰ-23010	H19. 10. 30
槇谷	208D槇谷003	土石流	○		Ⅰ-23016	H19. 10. 30
槇谷	208D槇谷004	土石流	○		Ⅰ-23068	H21. 3. 13
槇谷	208D槇谷005	土石流	○		Ⅰ-23075	H21. 3. 13
槇谷	208D槇谷006	土石流	○		Ⅰ-23067-1	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷007	土石流	○		Ⅰ-23067-2	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷008	土石流	○		Ⅱ-23066	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷009	土石流	○		Ⅱ-23069-1	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷010	土石流	○		Ⅱ-23069-2	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷011	土石流	○		Ⅱ-23070	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷012	土石流	○		Ⅱ-23071	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷013	土石流	○		Ⅱ-23072	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷014	土石流	○		Ⅱ-23073	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷015	土石流	○		Ⅱ-23086	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷016	土石流	○		Ⅱ-23087	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷017	土石流	○		Ⅱ-23088	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷018	土石流	○		Ⅱ-23089	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷019	土石流	○		Ⅲ-23074	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷020	土石流	○		Ⅲ-23084	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷021	土石流	○		Ⅲ-23085	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷022	土石流	○		Ⅲ-23090	H24. 2. 3
槇谷	208D槇谷023	土石流	○		Ⅱ-23006	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷024	土石流	○		Ⅱ-23009	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷025	土石流	○		Ⅱ-23011	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷026	土石流	○		Ⅱ-23012	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷027	土石流	○		Ⅱ-23014	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷028	土石流	○		Ⅲ-23008	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷029	土石流	○		Ⅲ-23013	H25. 3. 8
槇谷	208D槇谷030	土石流	○		Ⅲ-23015	H25. 3. 8
見延	208K見延001	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-1003	H19. 10. 30
見延	208K見延002	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-1006	H19. 10. 30
見延	208K見延003	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-996	H21. 3. 13
見延	208K見延004	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-1000	H21. 3. 13
見延	208K見延005	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-997	H25. 3. 8
見延	208K見延006	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-998	H25. 3. 8
見延	208K見延007	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-1001	H25. 3. 8
見延	208K見延008	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-742	H25. 3. 8
見延	208K見延009	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-743	H25. 3. 8
見延	208K見延010	急傾斜地の崩壊	○		Ⅱ-744	H25. 3. 8
見延	208K見延011	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-131	H25. 3. 8
見延	208K見延012	急傾斜地の崩壊	○		Ⅰ-1017	H26. 2. 14
見延	208K見延013	急傾斜地の崩壊	○		Ⅲ-136	H26. 2. 14

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
見延	208D見延001	土石流	○		I-23091	H21. 3. 13
見延	208D見延002	土石流	○		I-23095	H21. 3. 13
見延	208D見延003	土石流	○		I-23096	H21. 3. 13
見延	208D見延004	土石流	○		I-23097	H21. 3. 13
見延	208D見延005	土石流	○		I-23098	H21. 3. 13
見延	208D見延006	土石流	○		II-23076	H25. 3. 8
見延	208D見延007	土石流	○		II-23077	H25. 3. 8
見延	208D見延008	土石流	○		II-23092	H25. 3. 8
見延	208D見延009	土石流	○		II-23093	H25. 3. 8
見延	208D見延010	土石流	○		I-23099	H26. 2. 14
見延	208D見延011	土石流	○		II-23078	H26. 2. 14
見延	208D見延012	土石流	○		II-23094	H26. 2. 14
見延	208D見延013	土石流	○		III-23079	H26. 2. 14
見延	208D見延014	土石流	○		III-23080	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟001	急傾斜地の崩壊	○		I-1025	H19. 1. 30
宍粟	208K宍粟002	急傾斜地の崩壊	○		I-1021	H19. 10. 30
宍粟	208K宍粟003	急傾斜地の崩壊	○		I-1022	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟004	急傾斜地の崩壊	○		I-1026	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟005	急傾斜地の崩壊	○		I-2252	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟006	急傾斜地の崩壊	○		II-745	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟007	急傾斜地の崩壊	○		II-762	H26. 2. 14
宍粟	208K宍粟008	急傾斜地の崩壊	○		I-1020	H26. 2. 14
宍粟	208D宍粟001	土石流	○		I-23081	H26. 2. 14
宍粟	208D宍粟002	土石流	○		I-23151	H26. 2. 14
宍粟	208D宍粟003	土石流	○		I-23152	H26. 2. 14
宍粟	208D宍粟004	土石流	○		II-23082	H26. 2. 14
宍粟	208D宍粟005	土石流	○		II-23150	H26. 2. 14
秦	208K秦001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1030	R元. 9. 13
秦	208K秦002	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1037-1	R元. 9. 13
秦	208K秦003	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1037-2	R元. 9. 13
秦	208K秦004	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1037-3	R元. 9. 13
秦	208K秦005	急傾斜地の崩壊	○	—	I-1043	H19. 10. 30
秦	208K秦006	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1033	R元. 9. 13
秦	208K秦007	急傾斜地の崩壊	○	○	II-777	R元. 9. 13
秦	208K秦008	急傾斜地の崩壊	○	○	II-778	R元. 9. 13
秦	208D秦001	土石流	○	○	II-23159	R元. 9. 13
秦	208D秦002	土石流	○	○	III-23158-1	R元. 9. 13
秦	208D秦003	土石流	○	—	III-23158-2	H22. 4. 6
秦	208D秦004	土石流	○	○	III-23156	R元. 9. 13
福谷	208K福谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1028	R元. 9. 13
福谷	208K福谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	III-137	R元. 9. 13
福谷	208D福谷001	土石流	○	○	I-23147	R元. 9. 13
福谷	208D福谷002	土石流	○	—	I-23148	H21. 3. 13
福谷	208D福谷003	土石流	○	—	I-23157	H21. 3. 13
福谷	208D福谷004	土石流	○	—	I-23144	H26. 2. 14

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
福谷	208D福谷005	土石流	○	—	I-23146	H26. 2. 14
福谷	208D福谷006	土石流	○	○	II-23145-1	R元. 9. 13
福谷	208D福谷007	土石流	○	○	II-23145-2	R元. 9. 13
福谷	208D福谷008	土石流	○	○	II-23149	R元. 9. 13
福谷	208D福谷009	土石流	○	○	III-23143	R元. 9. 13
福谷	208D福谷010	土石流	○	○	III-23153	R元. 9. 13
福谷	208D福谷011	土石流	○	○	III-23154	R元. 9. 13
福谷	208D福谷012	土石流	○	○	III-23155	R元. 9. 13
下原	208K下原001	急傾斜地の崩壊	○	○	II-787	R元. 9. 13
久代	208K久代001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1042	R2. 9. 29
久代	208K久代002	急傾斜地の崩壊	○	○	I-2251	R2. 9. 29
久代	208K久代003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-775	R2. 9. 29
久代	208K久代004	急傾斜地の崩壊	○	○	II-776	R2. 9. 29
久代	208D久代001	土石流	○	○	I-23141	R2. 9. 29
久代	208D久代002	土石流	○	○	I-23142	R2. 9. 29
久代	208D久代003	土石流	○	○	III-23139	R2. 9. 29
久代	208D久代004	土石流	○	○	III-23140	R2. 9. 29
久代	208D久代005	土石流	○	○	III-23173	R2. 9. 29
山田	208K山田001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1045	R2. 9. 29
山田	208K山田002	急傾斜地の崩壊	○	—	I-1041	H19. 10. 30
山田	208K山田003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-771	R2. 9. 29
山田	208K山田004	急傾斜地の崩壊	○	○	II-772	R2. 9. 29
山田	208K山田005	急傾斜地の崩壊	○	○	II-773	R2. 9. 29
山田	208D山田001	土石流	○	○	I-23136	R2. 9. 29
山田	208D山田002	土石流	○	○	I-23137	R2. 9. 29
山田	208D山田003	土石流	○	○	I-23138	R2. 9. 29
山田	208D山田004	土石流	○	—	II-23133	H27. 2. 17
山田	208D山田005	土石流	○	○	III-23132	R2. 9. 29
山田	208D山田006	土石流	○	○	III-23134	R2. 9. 29
山田	208D山田007	土石流	○	○	III-23135	R2. 9. 29
新本	208K新本001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1040	R2. 9. 29
新本	208K新本002	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1048	R2. 9. 29
新本	208K新本003	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1046	R2. 9. 29
新本	208K新本004	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1047	R2. 9. 29
新本	208K新本005	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1049	R2. 9. 29
新本	208K新本006	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1050	R2. 9. 29
新本	208K新本007	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1051	R2. 9. 29
新本	208K新本008	急傾斜地の崩壊	○	○	II-769	R2. 9. 29
新本	208K新本009	急傾斜地の崩壊	○	○	II-770	R2. 9. 29
新本	208K新本010	急傾斜地の崩壊	○	○	II-774	R2. 9. 29
新本	208K新本011	急傾斜地の崩壊	○	○	II-783	R2. 9. 29
新本	208K新本012	急傾斜地の崩壊	○	○	II-784	R2. 9. 29
新本	208K新本013	急傾斜地の崩壊	○	○	II-785	R2. 9. 29
新本	208D新本001	土石流	○	—	I-23123-1	H27. 2. 17
新本	208D新本002	土石流	○	—	I-23123-2	H27. 2. 17

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
新本	208D新本003	土石流	○	—	I-23170	H27. 2. 17
新本	208D新本004	土石流	○	—	I-23172	H27. 2. 17
新本	208D新本005	土石流	○	○	II-23124	R2. 9. 29
新本	208D新本006	土石流	○	—	II-23125	H27. 2. 17
新本	208D新本007	土石流	○	○	II-23127	R2. 9. 29
新本	208D新本008	土石流	○	—	II-23128	H27. 2. 17
新本	208D新本009	土石流	○	○	II-23129	R2. 9. 29
新本	208D新本010	土石流	○	○	II-23131	R2. 9. 29
新本	208D新本011	土石流	○	○	II-23168	R2. 9. 29
新本	208D新本012	土石流	○	○	II-23171	R2. 9. 29
新本	208D新本013	土石流	○	○	III-23126	R2. 9. 29
新本	208D新本014	土石流	○	○	III-23130	R2. 9. 29
新本	208D新本015	土石流	○	○	III-23169	R2. 9. 29
美袋	208K美袋001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1005	H30. 3. 30
美袋	208K美袋002	急傾斜地の崩壊	○	—	I-999	H21. 3. 13
美袋	208K美袋003	急傾斜地の崩壊	○	○	浅井-02	H30. 3. 30
美袋	208D美袋001	土石流	○	○	I-23061	H30. 3. 30
美袋	208D美袋002	土石流	○	○	I-23059	H30. 3. 30
美袋	208D美袋003	土石流	○	○	I-23060	H30. 3. 30
美袋	208D美袋004	土石流	○	○	I-23062	H30. 3. 30
日羽	208K日羽001	急傾斜地の崩壊	○	—	I-1002	H21. 3. 13
日羽	208K日羽002	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1015	H30. 3. 30
日羽	208K日羽003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-757	H30. 3. 30
日羽	208K日羽004	急傾斜地の崩壊	○	○	II-758	H30. 3. 30
日羽	208K日羽005	急傾斜地の崩壊	○	○	II-759	H30. 3. 30
日羽	208K日羽006	急傾斜地の崩壊	○	○	II-760	H30. 3. 30
日羽	208K日羽007	急傾斜地の崩壊	○	○	II-761	H30. 3. 30
日羽	208K日羽008	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-01	R4. 8. 26
日羽	208K日羽009	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-02	R4. 8. 26
日羽	208K日羽010	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-03	R4. 8. 26
日羽	208K日羽011	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-05	R4. 8. 26
日羽	208K日羽012	急傾斜地の崩壊	○	—	日羽-06	R4. 8. 26
日羽	208K日羽013	急傾斜地の崩壊	○	—	日羽-07	R4. 8. 26
日羽	208K日羽014	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-08	R4. 8. 26
日羽	208K日羽015	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-10	R4. 8. 26
日羽	208K日羽016	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-11	R4. 8. 26
日羽	208K日羽017	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-12	R4. 8. 26
日羽	208K日羽018	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-13	R4. 8. 26
日羽	208K日羽019	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-14	R4. 8. 26
日羽	208K日羽020	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-15	R4. 8. 26
日羽	208K日羽021	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-16	R4. 8. 26
日羽	208K日羽022	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-17	R4. 8. 26
日羽	208K日羽023	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-18	R4. 8. 26
日羽	208K日羽024	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-19	R4. 8. 26
日羽	208K日羽025	急傾斜地の崩壊	○	○	日羽-20	R4. 8. 26

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
日羽	208D日羽001	土石流	○	—	I-23064	H19. 1. 30
日羽	208D日羽002	土石流	○	—	I-23063	H21. 3. 13
日羽	208D日羽003	土石流	○	—	I-23065	H21. 3. 13
日羽	208D日羽004	土石流	○	—	I-23118	H21. 3. 13
日羽	208D日羽005	土石流	○	○	I-23121	H30. 3. 30
日羽	208D日羽006	土石流	○	○	I-23120	H30. 3. 30
日羽	208D日羽007	土石流	○	—	I-23122	H23. 3. 18
日羽	208D日羽008	土石流	○	—	II-23119	H23. 3. 18
日羽	208D日羽009	土石流	○	○	日羽-01	R4. 8. 26
日羽	208D日羽010	土石流	○	—	日羽-02	R4. 8. 26
日羽	208D日羽011	土石流	○	—	日羽-03	R4. 8. 26
日羽	208D日羽012	土石流	○	○	日羽-04	R4. 8. 26
原	208K原001	急傾斜地の崩壊	○	○	II-730	R元. 9. 13
原	208K原002	急傾斜地の崩壊	○	○	II-731	R元. 9. 13
原	208K原003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-732	R元. 9. 13
原	208K原004	急傾斜地の崩壊	○	○	原	R元. 9. 13
原	208D原001	土石流	○	—	I-23041	H21. 3. 13
原	208D原002	土石流	○	○	II-23037-1	R元. 9. 13
原	208D原003	土石流	○	○	II-23037-2	R元. 9. 13
原	208D原004	土石流	○	○	II-23038	R元. 9. 13
原	208D原005	土石流	○	—	II-23039	H23. 3. 18
原	208D原006	土石流	○	○	II-23040	R元. 9. 13
影	208K影001	急傾斜地の崩壊	○	○	II-724	R元. 9. 13
影	208D影001	土石流	○	○	I-23052	R元. 9. 13
影	208D影002	土石流	○	○	I-23053	R元. 9. 13
影	208D影003	土石流	○	○	I-23049	R元. 9. 13
影	208D影004	土石流	○	○	I-23050	R元. 9. 13
影	208D影005	土石流	○	○	II-23018-1	R元. 9. 13
影	208D影006	土石流	○	○	II-23018-2	R元. 9. 13
影	208D影007	土石流	○	○	II-23018-3	R元. 9. 13
影	208D影008	土石流	○	○	II-23019	R元. 9. 13
影	208D影009	土石流	○	○	II-23020	R元. 9. 13
影	208D影010	土石流	○	○	II-23021	R元. 9. 13
影	208D影011	土石流	○	○	II-23022	R元. 9. 13
影	208D影017	土石流	○	○	II-23048	R元. 9. 13
影	208D影018	土石流	○	○	II-23051	R元. 9. 13
影	208D影019	土石流	○	○	II-23054	R元. 9. 13
中尾	208K中尾001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1004	R元. 9. 13
中尾	208K中尾002	急傾斜地の崩壊	○	○	II-710	R元. 9. 13
中尾	208K中尾003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-711	R元. 9. 13
中尾	208K中尾004	急傾斜地の崩壊	○	○	II-712	R元. 9. 13
中尾	208K中尾005	急傾斜地の崩壊	○	○	II-713	R元. 9. 13
中尾	208K中尾006	急傾斜地の崩壊	○	○	II-714	R元. 9. 13
中尾	208K中尾007	急傾斜地の崩壊	○	○	II-715	R元. 9. 13
中尾	208K中尾008	急傾斜地の崩壊	○	○	II-716	R元. 9. 13

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
中尾	208K中尾009	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-717	R元. 9. 13
中尾	208K中尾010	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-718	R元. 9. 13
中尾	208K中尾011	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-719	R元. 9. 13
中尾	208K中尾012	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-720	R元. 9. 13
中尾	208K中尾013	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-722	R元. 9. 13
中尾	208K中尾014	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-723	R元. 9. 13
中尾	208K中尾015	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-725	R元. 9. 13
中尾	208K中尾016	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-733	R元. 9. 13
中尾	208K中尾017	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-734	R元. 9. 13
中尾	208D中尾001	土石流	○	○	I -23032	H19. 10. 30
中尾	208D中尾002	土石流	○	○	I -23044	H19. 10. 30
中尾	208D中尾003	土石流	○	○	I -23046	H21. 3. 13
中尾	208D中尾004	土石流	○	○	I -23045	H22. 4. 8
中尾	208D中尾005	土石流	○	○	I -23047	H22. 4. 8
中尾	208D中尾006	土石流	○	○	Ⅱ-23023	H22. 4. 8
中尾	208D中尾007	土石流	○	○	Ⅱ-23024	H22. 4. 8
中尾	208D中尾008	土石流	○	○	Ⅱ-23026	H22. 4. 8
中尾	208D中尾009	土石流	○	○	Ⅱ-23028	H22. 4. 8
中尾	208D中尾010	土石流	○	○	Ⅱ-23033	H22. 4. 8
中尾	208D中尾011	土石流	○	○	Ⅱ-23034	H22. 4. 8
中尾	208D中尾012	土石流	○	○	Ⅱ-23025	R元. 9. 13
中尾	208D中尾013	土石流	○	○	Ⅱ-23027	R元. 9. 13
中尾	208D中尾014	土石流	○	○	Ⅱ-23029	R元. 9. 13
中尾	208D中尾015	土石流	○	○	Ⅱ-23030	R元. 9. 13
中尾	208D中尾016	土石流	○	○	Ⅱ-23031	R元. 9. 13
中尾	208J中尾001	地滑り	○	—	28	H27. 2. 17
下倉	208K下倉001	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1029-1	H30. 3. 30
下倉	208K下倉002	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1029-2	H30. 3. 30
下倉	208K下倉003	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1010	H30. 3. 30
下倉	208K下倉004	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1014	H19. 10. 30
下倉	208K下倉005	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1016	H30. 3. 30
下倉	208K下倉006	急傾斜地の崩壊	○	—	I -1019	H19. 10. 30
下倉	208K下倉007	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1023	H30. 3. 30
下倉	208K下倉008	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1011	H30. 3. 30
下倉	208K下倉009	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1013	H30. 3. 30
下倉	208K下倉010	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-746	H30. 3. 30
下倉	208K下倉011	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-747	H30. 3. 30
下倉	208K下倉012	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-748	H30. 3. 30
下倉	208K下倉013	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-749	H30. 3. 30
下倉	208K下倉014	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-750	H30. 3. 30
下倉	208K下倉015	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-752	H30. 3. 30
下倉	208K下倉016	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-753	H30. 3. 30
下倉	208K下倉017	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-754	H30. 3. 30
下倉	208K下倉018	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-755	H30. 3. 30
下倉	208K下倉019	急傾斜地の崩壊	○	○	I -1008	H30. 3. 30

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
下倉	208K下倉020	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1009	H30. 3. 30
下倉	208K下倉021	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1024	H30. 3. 30
下倉	208K下倉022	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1027	H30. 3. 30
下倉	208K下倉023	急傾斜地の崩壊	○	○	II-763	H23. 3. 18
下倉	208K下倉024	急傾斜地の崩壊	○	○	II-764	H30. 3. 30
下倉	208K下倉025	急傾斜地の崩壊	○	○	II-765	H30. 3. 30
下倉	208K下倉026	急傾斜地の崩壊	○	○	II-766	H30. 3. 30
下倉	208K下倉027	急傾斜地の崩壊	○	○	II-767	H30. 3. 30
下倉	208K下倉028	急傾斜地の崩壊	○	○	II-768	H30. 3. 30
下倉	208D下倉001	土石流	○	—	I-23115	H19. 1. 30
下倉	208D下倉002	土石流	○	—	I-23103	H19. 10. 30
下倉	208D下倉003	土石流	○	○	I-23109	H30. 3. 30
下倉	208D下倉004	土石流	○	—	I-23113	H21. 3. 13
下倉	208D下倉005	土石流	○	○	I-23056-1	H30. 3. 30
下倉	208D下倉006	土石流	○	○	I-23056-2	H30. 3. 30
下倉	208D下倉007	土石流	○	○	II-23055	H30. 3. 30
下倉	208D下倉008	土石流	○	○	II-23057	H30. 3. 30
下倉	208D下倉009	土石流	○	○	II-23058	H30. 3. 30
下倉	208D下倉010	土石流	○	○	I-23104	H30. 3. 30
下倉	208D下倉011	土石流	○	○	I-23105	H30. 3. 30
下倉	208D下倉012	土石流	○	○	I-23111	H30. 3. 30
下倉	208D下倉013	土石流	○	○	I-23116-1	H30. 3. 30
下倉	208D下倉014	土石流	○	—	I-23116-2	H23. 3. 18
下倉	208D下倉015	土石流	○	—	I-23101	H23. 3. 18
下倉	208D下倉016	土石流	○	—	I-23102	H23. 3. 18
下倉	208D下倉017	土石流	○	○	II-23106	H30. 3. 30
下倉	208D下倉018	土石流	○	○	II-23107-1	H30. 3. 30
下倉	208D下倉019	土石流	○	○	II-23107-2	H30. 3. 30
下倉	208D下倉020	土石流	○	—	II-23108	H23. 3. 18
下倉	208D下倉021	土石流	○	○	II-23110	H30. 3. 30
下倉	208D下倉022	土石流	○	○	II-23112	H30. 3. 30
下倉	208D下倉023	土石流	○	○	II-23114	H30. 3. 30
下倉	208D下倉024	土石流	○	○	II-23117	H30. 3. 30
種井	208K種井001	急傾斜地の崩壊	○	○	II-702	R元. 9. 13
種井	208K種井002	急傾斜地の崩壊	○	○	II-726	R元. 9. 13
種井	208K種井003	急傾斜地の崩壊	○	○	II-727	R元. 9. 13
種井	208K種井004	急傾斜地の崩壊	○	○	II-728	R元. 9. 13
種井	208K種井005	急傾斜地の崩壊	○	○	II-729	R元. 9. 13
種井	208D種井001	土石流	○	—	I-23043	H19. 1. 30
種井	208D種井002	土石流	○	○	I-23042	R元. 9. 13
種井	208D種井003	土石流	○	—	I-23002	H21. 3. 13
種井	208D種井004	土石流	○	○	II-23001	R元. 9. 13
種井	208D種井005	土石流	○	○	II-23036	R元. 9. 13
延原	208K延原001	急傾斜地の崩壊	○	○	II-703	H30. 3. 30
延原	208K延原002	急傾斜地の崩壊	○	○	II-704	H30. 3. 30

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
延原	208K延原003	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-705	H30. 3. 30
延原	208D延原001	土石流	○	—	Ⅱ-23003-1	H23. 3. 18
延原	208D延原002	土石流	○	—	Ⅱ-23003-2	H23. 3. 18
延原	208D延原003	土石流	○	—	Ⅱ-23004	H23. 3. 18
延原	208D延原004	土石流	○	○	Ⅱ-23005-1	H30. 3. 30
延原	208D延原005	土石流	○	○	Ⅱ-23005-2	H30. 3. 30
宇山	208K宇山001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-735	H30. 3. 30
槁	208K槁001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-0701	H30. 3. 30
西郡	208K西郡001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-789	R2. 9. 29
西郡	208D西郡001	土石流	○	—	Ⅲ-25002	H27. 2. 17
地頭片山	208K地頭片山001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-1064	R2. 9. 29
地頭片山	208D地頭片山001	土石流	○	—	Ⅰ-25003	R2. 9. 29
地頭片山	208D地頭片山002	土石流	○	○	Ⅰ-25004	R2. 9. 29
地頭片山	208D地頭片山003	土石流	○	○	Ⅱ-25005	R2. 9. 29
岡谷	208K岡谷001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-1065	R2. 9. 29
岡谷	208K岡谷002	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-1066	R2. 9. 29
岡谷	208K岡谷003	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-790	R2. 9. 29
岡谷	208K岡谷004	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-791	R2. 9. 29
岡谷	208D岡谷001	土石流	○	○	Ⅰ-25010	R2. 9. 29
岡谷	208D岡谷002	土石流	○	○	Ⅱ-25007	R2. 9. 29
岡谷	208D岡谷003	土石流	○	○	Ⅱ-25009	R2. 9. 29
岡谷	208D岡谷004	土石流	○	○	Ⅲ-25006	R2. 9. 29
岡谷	208D岡谷005	土石流	○	○	Ⅲ-25008	R2. 9. 29
宿	208D宿001	土石流	○	—	Ⅰ-25011	H19. 1. 30
宿	208D宿002	土石流	○	—	Ⅰ-25013	H21. 3. 13
宿	208D宿003	土石流	○	○	Ⅱ-25012-1	R2. 9. 29
宿	208D宿004	土石流	○	○	Ⅱ-25012-2	R2. 9. 29
宿	208D宿005	土石流	○	○	Ⅲ-25014	R2. 9. 29
宿	208D宿006	土石流	○	○	Ⅲ-25015	R2. 9. 29
宿	208D宿007	土石流	○	○	Ⅲ-25016	R2. 9. 29
宿	208D宿008	土石流	○	○	Ⅲ-25017	R2. 9. 29
宿	208D宿009	土石流	○	○	Ⅱ-25018	R2. 9. 29
清音黒田	208K清音黒田001	急傾斜地の崩壊	○	—	Ⅰ-1070	H19. 10. 30
清音黒田	208K清音黒田002	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-794	H29. 3. 28
清音黒田	208D清音黒田001	土石流	○	○	Ⅰ-26013	H29. 3. 28
清音黒田	208D清音黒田002	土石流	○	—	Ⅰ-26014-1	H19. 1. 30
清音黒田	208D清音黒田003	土石流	○	○	Ⅰ-26014-2	H29. 3. 28
清音黒田	208D清音黒田004	土石流	○	○	Ⅰ-26015	H29. 3. 28
清音古地	208K清音古地001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-1069-1	H29. 3. 28
清音古地	208K清音古地002	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅰ-1069-2	H29. 3. 28
清音古地	208D清音古地001	土石流	○	—	Ⅰ-26011	H19. 1. 30
清音古地	208D清音古地002	土石流	○	○	Ⅰ-26012	H29. 3. 28
清音軽部	208K清音軽部001	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-792	H29. 3. 28
清音軽部	208K清音軽部002	急傾斜地の崩壊	○	○	Ⅱ-793	H29. 3. 28
清音軽部	208D清音軽部001	土石流	○	○	Ⅰ-26008	H29. 3. 28

大字	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域		基礎調査番号	告示年月日
			警戒区域	特別警戒区域		
清音軽部	208D清音軽部002	土石流	○	—	I-26009	H19. 1. 30
清音軽部	208D清音軽部003	土石流	○	○	I-26010	H29. 3. 28
清音三因	208K清音三因001	急傾斜地の崩壊	○	○	I-1068	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因001	土石流	○	○	I-26001	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因002	土石流	○	○	I-26002	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因003	土石流	○	○	I-26003	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因004	土石流	○	○	I-26006	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因005	土石流	○	○	I-26007	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因006	土石流	○	○	II-26005	H29. 3. 28
清音三因	208D清音三因007	土石流	○	○	III-26004	H21. 3. 13
清音三因	208J清音三因001	地滑り	○	—	29	H27. 2. 17

	警戒区域	
	警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	189	134
土石流	222	129
地滑り	2	0
合計	413	263

〈資料 3〉 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

箇所番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
208-001-001	赤浜	総社市	赤浜	東谷	
208-002-001	権見	総社市	井尻野	権見	
208-002-002	浜町	総社市	井尻野	浜町	
208-002-003	車山	総社市	井尻野	山間	
208-014-001	船山	総社市	久代	船山	
208-014-002	山口	総社市	久代	山口	
208-014-003	別所奥	総社市	久代	別所	
208-014-004	別所	総社市	久代	別所	
208-015-001	窪木	総社市	窪木	長良	
208-020-001	池村	総社市	穴栗	池村	
208-020-002	木砂	総社市	穴栗	木砂	
208-021-001	下村	総社市	下倉	下村	
208-021-002	草田中	総社市	下倉	草田	
208-021-003	槻南	総社市	下倉	槻	
208-021-004	荒神下	総社市	下倉	下村	
208-021-005	寺畑	総社市	下倉	寺畑	
208-021-006	槻北	総社市	下倉	槻	
208-021-007	寺畑東	総社市	下倉	寺畑	
208-021-008	杉	総社市	下倉	杉	
208-021-009	槻南	総社市	下倉	槻	
208-021-010	槻北	総社市	下倉	槻	
208-024-001	小竹	総社市	新本	小竹	
208-024-002	殿砂	総社市	新本	殿砂	
208-024-003	木村	総社市	新本	木村	
208-024-004	大平	総社市	新本	大平	
208-024-005	木村西	総社市	新本	木村	
208-024-006	観世	総社市	新本	観世	
208-024-007	観世奥	総社市	新本	観世	
208-024-008	観世西	総社市	新本	観世	
208-024-009	金子	総社市	新本	金子	
208-024-010	稲井田	総社市	新本	稲井田	
208-026-001	浜	総社市	種井	浜	
208-029-001	尾瀧	総社市	中尾	尾瀧	
208-029-002	鍛冶屋西	総社市	中尾	鍛冶屋	

箇所番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
208-029-003	鍛冶屋	総社市	中尾	鍛冶屋	
208-029-004	中組	総社市	中尾	中組	
208-034-001	南秦	総社市	秦	南秦	
208-034-002	奥場	総社市	秦	奥場	
208-034-003	秦下	総社市	秦	平城	
208-034-004	秦下南	総社市	秦	込山	
208-034-005	天神谷	総社市	秦	土井	
208-034-006	山根	総社市	秦	城山	
208-037-001	八幡宮南	総社市	日羽	平岩	
208-037-002	柳谷	総社市	日羽	柳谷	
208-037-003	作原	総社市	日羽	作原	
208-037-004	作原東	総社市	日羽	作原	
208-039-001	大谷	総社市	福谷	大谷	
208-039-002	福谷	総社市	福谷		
208-039-003	上条	総社市	福谷	上条	
208-039-004	五軒屋	総社市	福谷	五軒屋	
208-039-005	大谷南	総社市	福谷	大谷	
208-041-001	市場 8	総社市	楨谷	市場	
208-041-002	中村	総社市	楨谷	中村	
208-041-003	楨谷	総社市	楨谷		
208-044-001	植松	総社市	美袋	植松	
208-044-002	志島	総社市	美袋	志島	
208-044-003	下花屋	総社市	美袋	下花屋	
208-044-004	川平	総社市	美袋	川平	
208-046-001	中島 6	総社市	見延	中島	
208-046-002	保木	総社市	見延	保木	
208-046-003	中島	総社市	見延	中島	
208-046-004	保木下	総社市	見延	大壇	
208-046-005	本村	総社市	見延	本村	
208-046-006	池田	総社市	見延	小松原	
208-049-001	砂場	総社市	八代	砂場	
208-050-001	山田	総社市	山田	古町	
208-050-002	中組	総社市	山田	中組	
208-050-003	八紘	総社市	山田	八紘	
208-050-004	市之出	総社市	山田	市之出	
208-051-001	狐岩	総社市	岡谷	狐岩	
208-054-001	大覚	総社市	清音軽部	大覚	

箇所番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
208-055-001	開	総社市	清音黒田	開	
208-055-002	妙見端	総社市	清音黒田	妙見端	
208-055-003	後口山	総社市	清音黒田	後口山	
208-056-001	古地	総社市	清音古地	西山	
208-057-001	三因	総社市	清音三因	小屋	

〈資料 4〉 地震時の点検対象ダム・ため池及び防災重点ため池一覧

令和6年8月

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
神ノ子池	かみのこいけ	総社市	久米1061	総社市	総社市	不明	6.1	19,200	
地ノ子池	ちのこいけ	総社市	西阿曾1747	総社市	総社市	不明	8.0	167,200	
大池	おおいけ	総社市	久米1409	総社市	総社市	不明	9.8	148,800	
八代大池	やしろおおいけ	総社市	八代599	総社市	総社市	総社市	7.6	276,020	
正木池	まさきいけ	総社市	久代5630-1	総社市	総社市	総社市	13.8	154,380	
田広木池	たひろぎいけ	総社市	久代6188	総社市	総社市	総社市	12.4	139,320	
大正池	たいしょういけ	総社市	山田	総社市	不明	不明	23.7	538,500	
大黒池	だいこくいけ	総社市	美袋	総社市	総社市	総社市	19.8	169,800	
茂津池	もついけ	総社市	奥坂1206	総社市	総社市	不明	5.7	20,700	
宮原大池	みやはらいけ	総社市	東阿曾650	総社市	総社市	不明	8.6	81,400	
ヒイゴ新池	ひいごしんいけ	総社市	福井1563-2	総社市	総社市	総社市	4.8	6,700	
摺鉢池	すりばちいけ	総社市	小寺1421	総社市	総社市	総社市	4.6	2,400	
高池	たかいけ	総社市	小寺1425	総社市	総社市	総社市	5.5	9,400	
長池	ながいけ	総社市	小寺1393	総社市	総社市	総社市	3.2	1,700	
三ツ池	みついけ	総社市	井尻野2398	総社市	総社市	総社市	4.6	5,700	
滑池	なめらいけ	総社市	小寺937	総社市	総社市	総社市	6.3	35,400	
西谷池	にしたにいけ	総社市	下林1440	総社市	総社市	総社市	4.9	5,800	
昭和池	しょうわいけ	総社市	下林1270	総社市	民間	民間	3.7	2,700	
下鳶尾池	しもとびおいけ	総社市	下林549	総社市	総社市	総社市	5.1	5,400	
松井池	まついいいけ	総社市	上林1242	総社市	総社市	総社市	4.4	10,300	
片辺池	かたべいけ	総社市	上林1479	総社市	総社市	総社市	4.5	16,800	
大谷池	おおたにいけ	総社市	福谷2115	総社市	総社市	総社市	7.7	28,100	
正満寺池	しょうまんじいけ	総社市	宍粟1130	総社市	総社市	総社市	4.6	8,200	
正満寺上池	しょうまんじかみいけ	総社市	宍粟1129	総社市	総社市	総社市	5.4	6,300	
城山元池	しろやまもといけ	総社市	楨谷	総社市	民間	民間	8.9	54,100	
添谷池	そえだにいけ	総社市	日羽1923	総社市	総社市	総社市	8.4	27,400	
日羽池	ひわいけ	総社市	日羽687	総社市	総社市	総社市	4.7	11,400	
塩田下池	しおたしもいけ	総社市	下倉3121	総社市	総社市	総社市	8.6	17,300	
長沢田池	ながさわだいけ	総社市	下倉4687	総社市	民間	民間	9.3	41,600	下倉槻水利組合
小星池	こぼしいけ	総社市	中尾888-8	総社市	総社市	総社市	8.4	4	
後谷池	うしろだにいけ	総社市	原1502	総社市	総社市	総社市	5.6	3,000	
水呑池	みずのみいけ	総社市	奥坂1423	総社市	総社市	総社市	6.8	21,000	
名越新池	なごえしんいけ	総社市	奥坂426	総社市	総社市	総社市	4.3	5,200	
中山池	なかやまいけ	総社市	刑部481	総社市	総社市	総社市	6.9	9,700	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
城ノ谷池	しろのたにいけ	総社市	井尻野2435-1	総社市	民間	民間	6.2	16,700	
大池	おおいけ	総社市	小寺824	総社市	総社市	総社市	6.3	11,400	
下池	しもいけ	総社市	井尻野1841	総社市	総社市	総社市	4.1	17,300	
下バンザコ池	しもばんざこいけ	総社市	下林419	総社市	総社市	総社市	4.4	2,400	
新池	しんいけ	総社市	下林1496	総社市	総社市	総社市	5.9	10,000	
大師池	おだしいいけ	総社市	黒尾584	総社市	総社市	総社市	4.4	3,400	
重田池	じゅうだいけ	総社市	奥坂1683	総社市	総社市	総社市	9.5	100,300	
新池	しんいけ	総社市	西阿曾684	総社市	総社市	総社市	4.1	38,200	
ヒイゴ池	ひいごいけ	総社市	福井1565-1	総社市	総社市	総社市	6.2	58,200	
丸山池	まるやまいけ	総社市	福谷2228-27	総社市	総社市	総社市	17.0	76,400	
明法寺池	みょうほうじいけ	総社市	奥坂1425	総社市	総社市	総社市	5.0	9,900	
赤坂池	あかさかいけ	総社市	黒尾	総社市	総社市	総社市	13.9	85,900	
中倉池	なかくらいけ	総社市	下倉2698-1	総社市	官民共有	総社市	16.0	85,000	
新池	しんいけ	総社市	中尾3503-1	総社市	総社市	総社市	10.6	9,300	
菅下池	すげしもいけ	総社市	延原1203	総社市	総社市	総社市	8.8	39,600	
高丸池	たかまるいけ	総社市	種井1716	総社市	総社市	総社市	11.5	92,100	
宮地池	みやじいけ	総社市	影888-17	総社市	総社市	総社市	3.2	3,000	
西谷池	にしたにいけ	総社市	下倉3046	総社市	民間	総社市	5.2	3,500	下倉組
中山新池	なかやましんいけ	総社市	刑部477	総社市	総社市	総社市	3.6	1,100	
五反田池	ごたんだいけ	総社市	下原529	総社市	総社市	総社市	5.2	30,710	
砂古池	さこいけ	総社市	下原291-1	総社市	総社市	総社市	3.7	45,500	
イシリ池	いしりいけ	総社市	久代318	総社市	総社市	総社市	2.1	12,570	
夫婦上池	めおとかみいけ	総社市	久代2261-2	総社市	総社市	総社市	3.9	4,300	
夫婦下池	めおとしもいけ	総社市	久代2261-2	総社市	総社市	総社市	4.3	13,500	
下池	しもいけ	総社市	新本109	総社市	総社市	総社市	3.9	16,500	
中池	なかいけ	総社市	新本127	総社市	総社市	総社市	4.6	12,700	
坊ノ奥池	ぼうのおくいけ	総社市	新本1539	総社市	総社市	総社市	3.0	9,300	
丸尾池	まるおいけ	総社市	新本1161	総社市	総社市	総社市	5.3	15,830	
古池	ふるいけ	総社市	新本2185-1	総社市	総社市	総社市	9.3	22,880	
新池	しんいけ	総社市	新本2185-1	総社市	総社市	総社市	6.6	11,210	
小原池	おばらいけ	総社市	新本2121-2	総社市	総社市	総社市	7.3	63,030	
西谷池	にしたにいけ	総社市	新本2786	総社市	総社市	総社市	7.5	46,560	
西谷上池	にしたにかみいけ	総社市	新本2789	総社市	総社市	総社市	5.2	16,840	
ノージ池	のおじいけ	総社市	新本2718	総社市	総社市	総社市	8.4	42,220	
芝ヶ池	しばがいけ	総社市	新本3805	総社市	総社市	総社市	7.5	33,120	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
大谷新池	おおたにしんい け	総社市	新本3819-2	総社市	総社市	総社市	9.6	66,560	
雁堂池	がんどういけ	総社市	新本3832	総社市	総社市	総社市	7.4	9,230	
野々砂池	ののすないけ	総社市	新本3822	総社市	総社市	総社市	8.2	18,980	
中山中池	なかやまなかい け	総社市	新本4913	総社市	総社市	総社市	7.6	17,660	
権畑池	ごんばたいけ	総社市	新本5434	総社市	総社市	総社市	4.4	3,270	
三反峠池	みたんざわいけ	総社市	新本5466	総社市	総社市	総社市	10.2	13,610	
金剛池	こんごういけ	総社市	新本5658	総社市	総社市	総社市	11.0	35,000	
谷迫池	たにさごいけ	総社市	新本5721	総社市	総社市	総社市	7.2	2,120	
石原池	いしはらいけ	総社市	新本5882	総社市	総社市	総社市	7.5	45,110	
浪月上池	なみつきかみい け	総社市	新本7441	総社市	総社市	総社市	6.7	30,770	
殿砂池	とんざこいけ	総社市	新本8031	総社市	総社市	総社市	9.4	12,130	
殿砂池	とんざこいけ	総社市	新本8033	総社市	総社市	総社市	6.7	8,430	
田ノ尻池	たのしりいけ	総社市	新本6728	総社市	総社市	総社市	6.9	15,550	
狩谷池	かりやいけ	総社市	山田2089	総社市	総社市	総社市	5.5	6,400	
新林池	しんばやしいけ	総社市	久代2948	総社市	総社市	総社市	11.1	17,060	
大黒池	だいこくいけ	総社市	久代3243	総社市	総社市	総社市	10.1	66,610	
浦越池	うらごしいけ	総社市	久代5824	総社市	総社市	総社市	4.5	18,650	
難波池	なんばいけ	総社市	久代5245-1	総社市	総社市	総社市	5.6	53,150	
切池	きりいけ	総社市	秦638	総社市	総社市	総社市	4.7	10,560	
皿池	さらいけ	総社市	秦735	総社市	総社市	総社市	6.1	10,100	
上秦大池	かみはたおお いけ	総社市	秦3021	総社市	総社市	総社市	3.3	29,610	
金子大池	かなごおおいけ	総社市	秦1043-1	総社市	総社市	総社市	8.2	291,190	
古母池	こもいけ	総社市	久代781	総社市	総社市	総社市	5.4	27,300	
砂古池	さごいけ	総社市	久代858	総社市	総社市	総社市	4.9	18,390	
大谷池	おおやいけ	総社市	新本8796	総社市	総社市	総社市	4.5	26,320	
稲井田池	いないだいけ	総社市	新本1848	総社市	総社市	総社市	6.7	15	
打越池	うちごしいけ	総社市	新本2635	総社市	総社市	総社市	3.2	3,500	
山田池	やまだいけ	総社市	新本8204	総社市	総社市	総社市	3.0	4,091	
浪月下池	なみつきしもい け	総社市	新本7408	総社市	総社市	総社市	6.4	37,290	
中山新池	なかやましんい け	総社市	新本4939-4	総社市	総社市	総社市	8.8	43,120	
市後池	いちごいけ	総社市	久代1026-4	総社市	総社市	総社市	13.0	44,670	
亀ノ甲池	かめのこういけ	総社市	山田1241-2	総社市	総社市	総社市	13.7	119,760	
津梅新池	つばいしんいけ	総社市	新本6614	総社市	総社市	総社市	12.3	32,420	
藤原池	ふじわらいけ	総社市	久代1841-2	総社市	総社市	総社市	5.7	134,790	
金子奥池	かねこおくいけ	総社市	秦1200-1	総社市	総社市	総社市	6.3	12,050	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
観世後池	かんぜうしろい け	総社市	新本4767	総社市	総社市	総社市	11.7	18,862	
衛士池	えいじいけ	総社市	新本4319	総社市	総社市	総社市	7.2	7,500	
新宮砂池	しんみやざこい け	総社市	新本3082-2	総社市	総社市	総社市	10.8	32,270	
向田池	むこうだいけ	総社市	種井1427	総社市	総社市	総社市	5.5	3,800	
空田池	そらたいけ	総社市	種井1388	総社市	総社市	総社市	5.0	3,090	
槁ノ宮池	けやきのみやい け	総社市	槁34-1	総社市	総社市	総社市	4.7	1,150	
大池	おおいけ	総社市	岡谷1718-1	総社市	総社市	総社市	6.6	51,580	
城根池	じょうねいけ	総社市	西郡1415	総社市	総社市	総社市	11.0	32,510	
大沼池	おおぬまいけ	総社市	宿2165	総社市	総社市	総社市	7.8	54,510	
奥ノ池下	おくのいけしも	総社市	宿2212	総社市	総社市	総社市	10.8	94,460	
平山前池	ひらやままえい け	総社市	宿1747	総社市	総社市	総社市	1.8	5,020	
東相山谷下 の池	ひがしあいやま だにしものいけ	総社市	宿1583	総社市	総社市	総社市	3.5	1,040	
昭和池	しょうわいけ	総社市	宿1150-1	総社市	総社市	総社市	10.0	22,890	
山田池	やまだいけ	総社市	西郡1170	総社市	総社市	総社市	6.6	19,290	
新池	しんいけ	総社市	西郡1480	総社市	総社市	総社市	3.9	6,080	
中郡池	なかごおりいけ	総社市	西郡1622	総社市	総社市	総社市	7.0	15,460	
片山新池	かたやましんい け	総社市	地頭片山556	総社市	総社市	総社市	3.5	16,200	
地頭部池	じとうぶいけ	総社市	地頭片山270	総社市	総社市	総社市	6.2	18,060	
明治池	めいじいけ	総社市	地頭片山 102-2	総社市	総社市	総社市	4.8	9,900	
西池	にしいけ	総社市	岡谷881	総社市	総社市	総社市	7.6	8,070	
前池	まえいけ	総社市	岡谷1098-1	総社市	総社市	総社市	6.7	3,150	
広谷池	ひろたにいけ	総社市	岡谷1900	総社市	総社市	総社市	11.0	63,110	
前池	まえいけ	総社市	宿988	総社市	総社市	総社市	8.2	53,390	
大古池	おおこいけ	総社市	岡谷1092	総社市	総社市	総社市	3.6	1,590	
西山池	にしやまいけ	総社市	清音古地192	総社市	総社市	総社市	2.7	1,340	
大谷池	おおたにいけ	総社市	清音黒田466	総社市	総社市	総社市	9.6	13,900	
中池	なかいけ	総社市	清音古地284	総社市	総社市	総社市	7.3	4,250	
西山池	にしやまいけ	総社市	清音黒田384	総社市	総社市	総社市	3.6	1,650	
いもじ池	いもじいけ	総社市	清音三因 1030-1	総社市	総社市	総社市	7.3	26,870	
ハス池	はすいけ	総社市	東阿曽793	総社市	総社市	総社市	4.7	2,160	
上池	かみいけ	総社市	久米1251	総社市	総社市	総社市	2.9	920	
吉井谷池	よしいだにいけ	総社市	福井1383	総社市	総社市	総社市	3.5	1,020	
地ノ奥池	ちのおくいけ	総社市	長良600	総社市	総社市	総社市	3.5	1,020	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
焼場池	やきばいけ	総社市	井尻野2554	総社市	総社市	総社市	3.7	1,670	
真休谷池	しんきゅうだに いけ	総社市	井尻野1950	総社市	総社市	総社市	3.4	890	
本堂池	ほんどういけ	総社市	黒尾955	総社市	総社市	総社市	3.1	50	
金黒池	かなぐろいけ	総社市	福井1581	総社市	総社市	総社市	4.2	2,040	
今林池	いまばやしいけ	総社市	福井1181	総社市	総社市	総社市	4.6	3,240	
大塚池	おおつかいけ	総社市	福井1591	総社市	総社市	総社市	4.5	1,780	
弁天池	べんてんいけ	総社市	小寺837	総社市	総社市	総社市	4.2	1,550	
国領殿池	こくりょうでんい け	総社市	下林1553	総社市	総社市	総社市	4.5	11,500	
ヘイジュ池	へいじゅいけ	総社市	上林1330	総社市	総社市	総社市	3.8	2,490	
皇塚池	こうのいけ	総社市	上林1201	総社市	総社市	総社市	2.4	1,960	
奥ノ池	おくのいけ	総社市	地頭片山497	総社市	総社市	総社市	7.1	1,590	
道満池	どうまんいけ	総社市	地頭片山680	総社市	総社市	総社市	5.0	5,000	
平田池	ひらたいけ	総社市	岡谷1350	総社市	総社市	総社市	4.8	340	
岩見谷池	いわみだにい け	総社市	岡谷1701	総社市	総社市	総社市	5.0	3,150	
天満池	てんまいけ	総社市	西郡612	総社市	総社市	総社市	4.7	2,070	
後田下の池	あとだしものい け	総社市	地頭片山544	総社市	総社市	総社市	3.9	2,230	
摺鉢池	すりばちいけ	総社市	岡谷1076	総社市	総社市	総社市	4.6	1,980	
菅谷池	すがたにいけ	総社市	清音黒田594	総社市	総社市	総社市	6.6	1,680	
山地池	やまじいけ	総社市	清音三因646	総社市	総社市	総社市	3.4	300	
三因新池	みよりしんいけ	総社市	清音三因698	総社市	総社市	総社市	4.5	2,600	
番庄屋池	ばんじょうやい け	総社市	山田	総社市	総社市	総社市	6.1	1,975	
西ノ谷池	にしのだにいけ	総社市	秦	総社市	総社市	総社市	4.7	3,600	
古下奥池	こげおくいけ	総社市	新本	総社市	総社市	総社市	9.0	8,080	
狩谷下池	かりやしもいけ	総社市	山田	総社市	総社市	総社市	3.2	815	
八ツ面池	やつおもていけ	総社市	山田	総社市	総社市	総社市	3.0	470	
元松池	もとまついけ	総社市	久代	総社市	民間	民間	3.6	1,423	
狩山池	かりやまいけ	総社市	山田	総社市	総社市	総社市	5.1	3,520	
庄屋ノ池	しょうやのいけ	総社市	久代	総社市	総社市	総社市	3.2	1,420	
正寿寺池	しょうじゅじいけ	総社市	新本	総社市	総社市	総社市	3.4	3,566	
山木下池	やまきしもいけ	総社市	新本	総社市	民間	民間	1.6	1,146	
山木上池	やまきかみいけ	総社市	新本	総社市	総社市	総社市	3.8	480	
ふけ池	ふけいけ	総社市	新本	総社市	総社市	総社市	6.6	3,090	
厄人池	やくじんいけ	総社市	新本	総社市	民間	民間	4.5	1,420	稲井田西組
木戸池	きどいけ	総社市	下倉3672-2	総社市	総社市	総社市	6.3	3,510	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
切砂池	きりすないけ	総社市	影1660	総社市	総社市	総社市	5.6	1,190	
正光寺池	しょうこうじいけ	総社市	影814	総社市	総社市	総社市	5.4	1,230	
柏谷池	かしわだにいけ	加賀郡吉 備中央町	岨谷	総社市	吉備中央 町	吉備中央 町	6.3	11,540	
東砂古奥池	ひがしさこおく いけ	総社市	下倉2410、 2411-2	総社市	総社市	総社市	6.8	3,840	
黒瀬池	くろせいけ	総社市	下倉2681	総社市	総社市	総社市	2.8	0	
摺鉢池	すりばちいけ	総社市	東阿曽778	総社市	総社市	総社市	8.0	16,190	
新池	しんいけ	総社市	西阿曽898	総社市	総社市	総社市	6.2	7,580	
恩部池	おんべいけ	総社市	新本3235	総社市	総社市	総社市	5.0	6,220	
横池	よこいけ	総社市	福井924-1	総社市	総社市	総社市	4.9	8,310	
泉池	いずみいけ	総社市	小寺1388	総社市	総社市	総社市	4.5	10,010	
大林池	おおばやしいけ	総社市	新本4474	総社市	総社市	総社市	6.6	5,630	
別所上池	べっしょかみい け	総社市	久代3066-2	総社市	総社市	総社市	19.4	27,670	
殿砂池	とんざこいけ	総社市	新本7964	総社市	総社市	総社市	4.8	1,920	
草田池	くさだいけ	総社市	西阿曽947	総社市	総社市	総社市	5.2	2,820	
山間池	やままいけ	総社市	井尻野1139	総社市	総社市	総社市	5.8	5,220	
山間池	やままいけ	総社市	井尻野1132	総社市	総社市	総社市	3.1	1,010	
慶覚池	けいかくいけ	総社市	奥坂151	総社市	総社市	総社市	3.7	2,250	
杉谷池	すぎたにいけ	総社市	門田789	総社市	総社市	総社市	4.1	1,730	
富田池	とんだいけ	総社市	奥坂1275	総社市	総社市	総社市	4.6	1,450	
水倉場池	みずくらばいけ	総社市	地頭片山609	総社市	総社市	総社市	10.6	4,730	
古池	ふるいけ	総社市	岡谷1042	総社市	総社市	総社市	5.9	3,380	
新谷池	にいやいけ	総社市	岡谷1260	総社市	総社市	総社市	5.3	5,010	
平石池	ひらいしいけ	総社市	宿959-4	総社市	総社市	総社市	3.9	530	
後田上の池	あとだかみのい け	総社市	地頭片山445	総社市	総社市	総社市	2.8	360	
平石下池	ひらいししもい け	総社市	宿973	総社市	総社市	総社市	2.0	0	
堂ノ奥池	どうのおくいけ	総社市	山田778	総社市	総社市	総社市	4.5	900	
東ノ奥池	ひがしのおくい け	総社市	久代3698	総社市	総社市	総社市	5.6	2,770	
六万坊池	ろくまんぼうい け	吉備中央 町	岨谷	総社市	吉備中央 町	吉備中央 町	4.0	13,300	
西谷池	にしたにいけ	総社市	久代3228	総社市	総社市	総社市	2.0	51	
別所中池	べっしょなかい け	総社市	久代2940	総社市	総社市	総社市	3.8	700	
久代新池	くしろしんいけ	総社市	久代2261	総社市	総社市	総社市	8.0	42,310	
南砂古池	みなみさこいけ	総社市	下原505-1	総社市	総社市	総社市	2.7	328	
飼場池	かいばいけ	総社市	清音三因 1413-1	総社市	総社市	総社市	5.0	1,500	
山ノ神池	やまのかみいけ	総社市	新本8697	総社市	総社市	総社市	4.2	2,700	

名 称	ふりがな	市町名	字・番地	管理者	所有者 (池敷き)	所有者 (堤体敷 き)	堤 高 (m)	総貯水 量(m3)	備 考
恩部新池	おんべしんいけ	総社市	新本3212	総社市	総社市	総社市	4.3	5,300	
稲荷下池	いなりしもいけ	総社市	新本4173	総社市	総社市	総社市	4.4	2,000	
稲荷中池	いなりなかいけ	総社市	新本4195	総社市	総社市	総社市	6.3	1,400	
押井田池	おしいだいけ	総社市	新本4388	総社市	総社市	総社市	4.9	2,700	
津梅池	つばいいいけ	総社市	新本6762	総社市	総社市	総社市	8.6	68,680	
槇谷ダム	まきだにだむ	総社市		総社市	岡山県	岡山県	45.0	2,190,000	

〈資料５〉 異常気象時道路通行規制箇所

○異常気象時交通規制区間及び道路通行規制基準

路線名	異常気象時通行規制区間			通行止め気象条件	危険内容
	区 間	距離標	延 長 (km)		
国道 180 号 (国土交通省管理)	井尻野 ～ 宍 粟	24 k 400 ～ 25 k 600	1.2	連続雨量 200mm (連続雨量：降り始めからの降雨量 累計 をいう。3 時間以内の中断 は連続とみなす。)	土砂崩壊 落 石
	宍 粟 ～ 日 羽	27 k 780 ～ 29 k 780	2.0	通行止め水位 広瀬 6.9m	落 石 冠 水
	日 羽 ～ 美 袋	30 k 360 ～ 32 k 880	2.5	通行止め水位 広瀬 6.9m	落 石 冠 水
	美 袋 ～ 種井内宮	35 k 680 ～ 39 k 680	4.0	通行止め水位 広瀬 6.9m	落 石 冠 水
国道 180 号線 (県管理)	種井内宮 ～ 高梁市 落合橋	39 k 680 ～ 43 k 900	4.2	通行止め水位 広瀬 6.9m	冠 水

○ J R 伯備線アンダー冠水箇所（日羽・豪渓）への進入防止（看板・バリケード設置）

路線名	異常気象時通行規制区間	通行止め気象条件	危険内容
県道総社 賀陽線 (県管理)	宍粟明治橋～吉備中央町宮地 (宍粟 J R アンダー冠水のお それに伴う通行止め) -	通行止め水位 広瀬 6.9m	冠 水
市道日羽 大古屋線 (市管理)	日羽明見橋～吉備中央町大古屋 (日羽 J R アンダー冠水のお それに伴う通行止め)	通行止め水位 広瀬 6.9m	冠 水

○異常気象時交通規制区間及び道路通行規制基準（岡山県管理）

路線名	通行規制区間	延 長	通行注意	通行止	危険内容
総社賀陽	槇 谷 ～ 吉備中央町宮地	3.3	連続雨量 80mm	時間雨量 35mm 連続雨量 150mm	落 石 崩 土

〈資料6〉 総社市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、総社市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 総社市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 岡山県の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指定する職にある者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項の委員の定数は、25人以内とする。
- 7 前5項第1号から第3号まで及び第7号の委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 8 前5項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

〈資料 7〉 総社市災害対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、総社市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、別に定めるところにより部を置く。

2 部に属すべき災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部に部長を置き、市長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

〈資料 8〉 総社市災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、総社市災害対策本部条例(平成17年総社市条例第15号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、総社市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、市内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

2 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、本部設置後、特に災害現場近くに現地本部を設置し、前項に規定する災害対策を実施する必要があると本部長が認めたときに設置するものとする。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に対する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- (3) 水防その他の緊急災害予防に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 災害の緊急復旧に関すること。
- (6) その他防災に関すること。

2 現地本部は、前項各号に掲げる本部が処理する事項の一部を処理するものとする。

(組織)

第4条 本部に部及び班を置き、その構成は、別表第1のとおりとする。

2 現地本部は、条例第4条第1項に規定する者をもって組織する。

(構成員)

第5条 本部長は市長、副本部長には副市長、教育長及び政策監をもって充てる。

2 部長及び部員は、市職員をもって充て、本部長がその所属を決定する。

3 部員は、班長及び班員とする。

4 現地本部長は、副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(所掌事務)

第6条 部及び班の所掌事務は、本部長が特に指示するほか、別表第2に掲げるとおりとする。

2 班長は、上司の命を受けて班員を指揮し、所掌事務に従事する。

- 3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。
- 4 現地本部員その他の職員は、現地本部長の指揮により、所掌事務に従事する。

(本部連絡員等)

第7条 本部連絡員を各部内に置く。

- 2 本部連絡員は、本部室に常駐し、各部の所掌事務に従事するほか、本部と各部との連絡に当たる。
- 3 現地本部長は、現地本部連絡員を定め、常に本部と連携を図るものとする。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各部長をもって構成し、本部長が招集する。

- 2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条に掲げる事項に関し施策の調整及び推進について協議する。
- 3 各部長は、所掌事務について本部会議に必要な資料を提出しなければならない。

(水防活動)

第9条 水防活動は、岡山地方気象台から風雨及び大雨に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川の水位が別に定める水防団待機水位に達したとき又は本部長がその必要を認めたとき若しくはそれらに基づく非常災害が発生したとき開始する。

(その他の防災活動)

第10条 火災、風災及び震災等の災害^{ぼうぎょ}防禦活動は、岡山地方気象台から強風及び乾燥に関する注意報が発せられ、その必要が認められるとき又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第11条 救助活動は、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条に規定する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第12条 前3条の防災活動業務の開始により本部が設立されたときは、関係各部は、直ちに別に定める非常配置基準により非常配置態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(関係機関との連絡及び協力要請)

第13条 各部長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、直ちに本部長に通報しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、直接関係機関に協力を要請することができる。この場合においては、事後直ちに、本部長に報告しなければならない。

(部員の心構え)

第14条 部員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき又は非常災害が発生したときは、直ちに所

定の部署につかなければならない。

第15条 各部は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第16条 各部は、任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(本部の廃止)

第17条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月1日訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月23日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

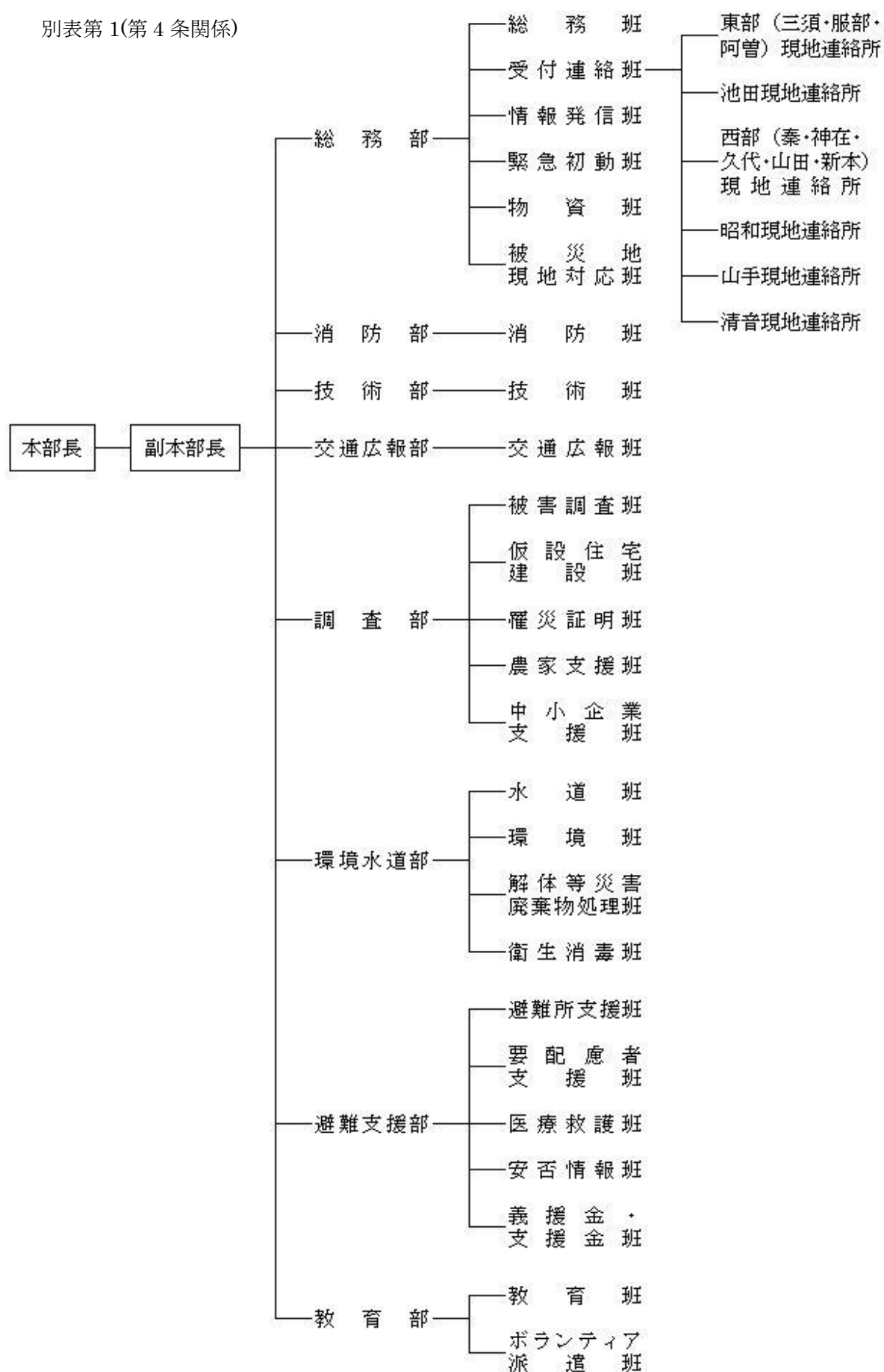
附 則(令和3年5月31日訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年9月28日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)



別表第2(第6条関係)

部	班	所掌事務の内容
総務部	総務班	1 本部会議に関すること。 2 本部内，関係機関及び他自治体との連絡調整に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊等の応援要請に関すること。 5 本部員の非常招集及び指令の伝達に関すること。 6 対口支援等受援に関すること。 7 応急対応の調整に関すること。 8 被害状況及び各種情報の総合取りまとめに関すること。 9 気象情報，水位情報等の収集に関すること。 10 災害救助法適用時の対応に関すること。 11 その他本部の庶務に関すること。
	受付連絡班	1 災害通報等の受付に関すること。 2 各現地連絡所及び災害現場との連絡に関すること。
	(各現地連絡所)	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関すること。
	情報発信班	1 避難情報等の発信に関すること。 2 報道発表及び災害情報の発信に関すること。
	緊急初動班	被災地域の状況把握に関すること。
	物資班	1 物資等の調達，輸送及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車並びに資機材の調達に関すること。 3 物資等の受領及び管理に関すること。
	被災地現地対応班	1 現地出張所の開設及び運営に関すること。 2 被災現地のニーズ把握に関すること。
消防部	消防班	1 災害応急活動の実施及び災害現場における指揮に関すること。 2 本部員(消防部関係)の非常招集及び応援活動に関すること。 3 罹災者の救助，救急及び避難の誘導に関すること。 4 気象情報，水位情報等の収集に関すること。

		5 緊急消防援助隊の応援要請に関する事。
技術部	技術班	1 危険箇所等の巡視に関する事。 2 災害現場の応急措置計画及び実施の技術指導に関する事。 3 災害応急措置に必要な地元住民への協力要請に関する事。 4 災害応急措置のための関係機関への連絡に関する事。 5 災害現場と本部との連絡に関する事。 6 道路、水路、河川等の被害調査に関する事。
交通広報部	交通広報班	1 被災地域等における交通安全の確保に関する事。 2 避難指示等の伝達に関する事。 3 道路情報に関する事。 4 総社市コミュニティ地域づくり協議会への情報伝達に関する事。
調査部	被害調査班	1 人命、家屋等及び農林業関係の被害調査に関する事。 2 災害に関する写真その他資料の収集及び記録に関する事。 3 建築物の応急危険度判定に関する事。 4 罹災証明書の発行に関する事。
	仮設住宅建設班	仮設住宅建設に関する事。
	罹災証明班	罹災証明書の発行に関する事。
	農家支援班	農家支援に関する事。
	中小企業支援班	中小企業支援に関する事。
環境水道部	水道班	1 水道施設の防護及び応急措置に関する事。 2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関する事。 3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関する事。
	環境班	1 被災地域の消毒及び防疫に関する事。 2 災害廃棄物の処理に関する事。 3 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関する事。
	解体等災害廃棄物	被災家屋等の解体に関する事。
	処理班	災害廃棄物の処理に関する事。
	衛生消毒班	被災家屋等の消毒に関する事。

避難支援部	避難所支援班	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所での食料、物資等の供給に関すること。 3 災害見舞金品の支給に関すること。
	要配慮者支援班	高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。
	医療救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 救急医療薬品、衛生材料等の調達及び配分に関すること。 3 救護活動に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
	義援金・支援金班	義援金等の支給に関すること。
教育部	教育班	1 児童、生徒の安全の確保に関すること。 2 指定避難所としての教育関係施設の利用及び運営に関すること。 3 教育関係施設の災害応急対策に関すること。 4 災害応急作業における炊出し等のための給食施設の利用に関すること。 5 その他各学校等との連絡調整に関すること。
	ボランティア派遣班	1 ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 2 ボランティアの派遣に関すること。

※ 各部は本部長の指示により，災害の規模又は状況の変化に応じて相互に応援体制を執る。

※ 本部連絡員は，各部(各班)へ決定事項等を徹底するとともに，各部(各班)の対応内容を遅滞なく本部へ連絡する。

別表第2（第6条関係）

部	班	所 掌 事 務 の 内 容
総 務 部	総 務 班	1 災害対策本部会議に関すること。 2 本部内、関係機関及び他自治体との連絡調整に関すること。 3 災害対策の総合調整に関すること。 4 自衛隊等の応援要請に関すること。 5 市本部員の非常招集及び指令の伝達に関すること。 6 対口支援等受援に関すること。 7 応急対応の調整に関すること。 8 被害状況及び各種情報の総合取りまとめに関すること。 9 気象情報・水位情報等の収集に関すること。 10 災害救助法適用時の対応に関すること。 11 その他市本部の庶務に関すること。
	受付連絡班	1 災害通報等の受付に関すること。 2 各現地連絡所及び災害現場との連絡に関すること。
	（各現地連絡所）	受付連絡班との連絡及び関係地区住民との連絡調整に関すること。
	情報伝達班	1 避難情報等の発信に関すること。 2 報道発表及び災害情報の発信に関すること。
	緊急初動班	被災地区の状況把握に関すること。
	物 資 班	1 緊急物資等の調達、輸送及び配分に関すること。 2 車両等の調達及び配車、並びに資機材の調達に関すること。 3 支援物資の受領及び管理に関すること。
	<u>被災地現地対応班</u>	<u>1 現地出張所の開設・運営に関すること。</u> <u>2 被災現地のニーズ把握に関すること。</u>
消 防 部	消 防 班	1 災害応急活動の実施及び災害現場における指揮に関すること。 2 市本部員（消防部関係）の非常招集及び応援活動に関すること。 3 罹災者の救助、救急及び避難の誘導に関すること。 4 気象状況の収集に関すること。 5 緊急消防援助隊の応援要請に関すること。
技 術 部	技 術 班	1 危険箇所等の巡視に関すること。 2 災害現場の応急措置計画及び実施の技術指導に関すること。 3 災害応急措置に必要な地元民への協力要請に関すること。

		4 災害応急措置のための関係機関への連絡に関すること。 5 災害現場と市本部との連絡に関すること。 6 道路、水路、河川等の被害調査に関すること。
交通広報部	交通広報班	1 被災地域等における交通安全の確保に関すること。 2 避難勧告等の伝達に関すること。 3 道路情報に関すること。 4 総社市コミュニティ地域づくり協議会への情報伝達に関する こと。
調 査 部	被害調査班	1 人命、家屋等及び農林業関係の被害調査に関すること。 2 災害に関する写真その他資料の収集記録に関すること。 3 建築物の応急危険度判定に関すること。 4 罹災証明書の発行に関すること。
	<u>仮設住宅建 設班</u>	<u>仮設住宅建設に関すること。</u>
	<u>罹災証明班</u>	<u>罹災証明書の発行に関すること。</u>
	<u>農家支援班</u>	<u>農家支援に関すること。</u>
	<u>中小企業支 援班</u>	<u>中小企業支援に関すること。</u>
環境水道部	水 道 班	1 水道施設の防護及び応急措置に関すること。 2 給水の確保及び罹災者に対する飲料水の供給に関すること。 3 災害対策に必要な水道資機材の調達に関すること。
	環 境 班	1 被災地区の消毒及び防疫に関すること。 2 災害廃棄物の処理に関すること。 3 災害による遺体の安置及び仮埋葬に関すること。
	<u>解体等災害 廃棄物処理 班</u>	<u>1 被災家屋等の解体に関すること。</u> <u>2 災害廃棄物の処理に関すること。</u>
	<u>衛生消毒班</u>	<u>被災家屋等の消毒に関すること。</u>
避難支援部	避難所支援 班	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所での食料、緊急物資等の供給に関すること。 3 災害見舞金品の支給に関すること。

	要配慮者支援班	高齢者，障がい者，乳幼児等の要配慮者への安全確保及び支援に関すること。
	医療救護班	1 医療機関との連絡調整に関すること。 2 救急医療薬品，衛生材料等の調達及び配分に関すること。 3 救護活動に関すること。
	安否情報班	安否情報の収集及び提供に関すること。
	<u>義援金・支援金班</u>	<u>義援金等の支給に関すること。</u>
教 育 部	教 育 班	1 児童，生徒の安全の確保に関すること。 2 指定避難所としての教育関係施設の利用及び運営に関すること。 3 教育関係施設の災害応急対策に関すること。 4 災害応急作業で，炊出し等のため給食施設の利用に関すること。 5 その他各学校等との連絡調整に関すること。
	<u>ボランティア派遣班</u>	<u>1 ボランティアセンターの設置・運営に関すること。</u> <u>2 ボランティアの派遣に関すること。</u>

※ 各部は政策監の指示により，災害の規模又は状況の変化に応じて相互に応援体制を執る。

※ 本部連絡員は，各部（各班）へ決定事項等を徹底するとともに，各部（各班）の対応内容を遅滞なく本部へ連絡する。

〈資料 9〉 総社市大規模災害被災地支援に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に定めるもののほか、日本国内において大規模な災害に見舞われた地域(以下「被災地」という。)に対し支援を行うとともに、被災地で支援活動を行う市民を援助することにより、被災地の災害応急対策及び災害復旧並びに市民の共助意識の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模な災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に定める災害発生により、その地域においてライフラインの断絶、中長期の避難生活など住民生活に大きな影響を及ぼす程度のものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

(支援)

第 3 条 市長は、被災地からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。ただし特に緊急の必要があると認める場合は、直接に被災地と連絡調整し支援を行うことができる。

- (1) 被災地への物資の支援
- (2) 防災資機材等の供与又は貸与
- (3) 支援活動に従事する職員の派遣
- (4) その他市長が特に必要と認める支援

(支援協定締結団体との連携)

第 4 条 市長は、前条の支援を行うとき、被災地支援に関する協定を締結している団体に対し、連携した支援を行うことを要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による要請に応じた団体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならない。

(費用の負担)

第 5 条 市は、第 3 条に規定する支援を行った場合は、当該支援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と被災地の長との協議により当該被災地が負担するものについては、この限りでない。

- 2 市長は、前条第 1 項の規定により支援を行うことを要請したときは、当該要請に応じた団体と協議のうえ負担区分を定めるものとする。この場合において、被災地の長との協議により当該被災地が負担するものについては負担区分の協議から除くものとする。

(市民の支援活動に対する援助)

第 6 条 市長は、市民が被災地において支援活動を行う場合は、自主性を損なわない範囲で

次に掲げる援助を行うことができる。

- (1) ボランティア保険の保険料の援助
- (2) その他市長が特に必要と認める援助

2 前項に規定する援助を受ける者は、あらかじめ、市に登録した者とする。

(公表)

第7条 市長は、第3条及び第4条に規定する支援並びに前条に規定する援助を行ったときは、速やかに、その内容を公表しなければならない。

(被災地支援会議)

第8条 市長は、被災地の支援を円滑に実施するため、被災地支援会議を設置する。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(施行日：平成25年12月24日)

〈資料 10〉 総社市大規模災害被災地支援に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市大規模災害被災地支援に関する条例(平成25年総社市条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 条例第3条第3号に規定する職員の派遣は、職務命令による出張とする。

(支援活動に対する援助)

第3条 条例第6条第1号に規定するボランティア保険は、原則として社会福祉法人総社市社会福祉協議会において加入手続きを行うものとし、1,000円を上限とし援助する。

2 条例第6条の援助を受けようとするものは、あらかじめボランティア登録申込書(様式第1号)により登録し、ボランティア援助申請書(様式第2号)により市長に申請するものとする。

(支援等の公表)

第4条 条例第7条に規定する公表の方法は、広報紙その他の方法により行うものとする。

(被災地支援会議の構成)

第5条 条例第8条に規定する被災地支援会議(以下「支援会議」という。)は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、副市長をもって充てる。

4 委員は、総社市庁議設置規程(平成17年総社市訓令第6号)第2条に規定する構成員(市長及び副市長を除く。)及び議会事務局長をもって充てる。

(会長等の職務)

第6条 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 委員は、会長の命を受けて支援会議の所掌事務に従事する。

(支援会議の招集)

第7条 支援会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、支援会議に関係職員の出席を求めることができる。

(支援会議の所掌事務)

第8条 支援会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 支援の実施決定に関すること。

(2) 支援の内容に関すること。

- (3) 支援の体制に関すること。
- (4) その他支援の実施に関し必要な事項
(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第10号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

〈資料 1 1〉 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、総社市大規模災害被災地支援に関する条例（平成 2 5 年総社市条例第 3 7 号）第 2 条第 1 号に規定する大規模な災害に見舞われた地域から本市へ避難した被災者（以下「被災者」という。）に対して、予算の範囲内において、居住環境を確保し、必要な支援を行うことにより、被災者の生活再建に寄与することを目的とする。

（一時避難所の設置）

第 2 条 市長は、被災者を受け入れるために、市内に一時避難所を設置することができる。

2 市長は、一時避難所に避難した被災者に対して、必要に応じて食糧及び生活物資等は無償で提供するものとする。

（空き家等への入居支援）

第 3 条 市長は、本市に居住を希望する被災者に対して、空き家等民間住宅（以下「空き家等」という。）へ入居できるよう努めるものとする。

（避難生活支援金の支給）

第 4 条 市長は、空き家等に入居する被災者に対して、避難生活支援金を支給することができるものとし、支給額等は規則で定める。

（その他の支援）

第 5 条 市長は、前 3 条に掲げるもののほか、被災者に対する必要な支援を行うことができる。

（その他）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した大規模な災害から適用する。

（施行日：平成 2 9 年 9 月 7 日）

〈資料 1 2〉 総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総社市大規模災害被災者の受入れに関する条例（平成 29 年総社市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(避難生活支援金)

第 2 条 条例第 4 条の規則で定める避難生活支援金の支給額等は、次のとおりとする。

- (1) 支給対象者 被災者のうち、空き家等への入居に係る契約を締結するもの（以下「空き家等契約者」という。）
- (2) 支給額 空き家等契約者 1 人当たり 10 万円
- (3) 支給回数 1 回限り

2 前項に規定する空き家等契約者が、同一契約内で、複数の空き家等の契約を締結する場合には、空き家等ごとに支給することができるものとする。

(その他の支援)

第 3 条 条例第 5 条に規定する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる各種支援金の支給
 - (2) その他市長が必要と認める支援
- (支給申請)

第 4 条 第 2 条に規定する避難生活支援金及び第 3 条に規定する各種支援金（以下「被災者支援金」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(支給決定等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の適否を決定の上、申請者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第 6 条 前条の規定による支給決定通知を受けた者が、被災者支援金の請求をしたときは、市長は、速やかに被災者支援金を支払うものとする。

(被災者支援金の返還等)

第 7 条 市長は、被災者支援金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該受給者に対し、既に支給した被災者支援金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第 3 条に規定する支援の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 受給者が提出した書類に偽りその他の不正があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、市長が相当と認める事由があるとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、受給者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、返還させる被災者支援金の額を減免することができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行日：平成29年9月7日)

〈資料 1 3〉 総社市災害救助支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生に際して、市民に対し応急的に必要な救助及び支援（以下「救助等」という。）を行うとともに、被災者の保護及び社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(適用基準)

第2条 この条例は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定が適用されない災害であつて、かつ、本市における住家滅失世帯が10世帯又は世帯員が40人に達した場合に適用する。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項に規定する住家滅失世帯数は、住家が全壊し、全焼し、又は流出等したものを対象として算定する。ただし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなして算定する。

(救助等の実施)

第3条 市長は、前条第1項に規定する適用基準に達する災害が発生した場合には、次の各号に掲げる救助等を行うことができる。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の設置
- (2) 食品及び飲料水の給与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金の貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索
- (11) 土石等の除去
- (12) その他市長が必要と認める救助等

(救助等の程度、方法及び期間)

第4条 救助等の程度、方法及び期間は、岡山県災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）第2条に定める範囲において行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に発生した災害から適用する。

(施行日：平成２９年１２月２１日)

〈資料 1 4〉 総社市災害救助支援基金条例

(設置)

第 1 条 本市における災害の発生に際して、総社市災害救助支援条例（平成 2 9 年総社市条例第 2 4 号）に基づく救助及び支援に要する費用の財源に充てるため、総社市災害救助支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第 2 条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、予算で定めた範囲内でこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(施行日：平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日)

〈資料 1 5〉 総社市届出避難所設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の集会所等を自主防災組織が設置し、運営する届出避難所として認定し、その運営等に関し必要な事項を定めることにより、各地域における避難所の確保を図るとともに、届出避難所の自主運営を行うことによる自主防災活動の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「届出避難所」とは、災害時において自主防災組織が設置し、運営する避難所であって、次のいずれかの要件を満たす地域に所在する集会所等をあらかじめ市長が認定したものをいう。

- (1) 直近の指定避難所へ避難することが困難な地域
- (2) 直近の指定避難所との間に危険箇所があり、避難時に危険を伴う地域
- (3) 地域住民の数が直近の指定避難所の収容人数を上回る地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める地域

(届出避難所の要件)

第3条 届出避難所の登録に際し、必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 浸水想定区域（計画規模）外にあること。
- (2) 土砂災害警戒区域外にあること。
- (3) 地震の際において、倒壊等の危険がないと認められること。
- (4) その他避難に際して危険がないと認められること。

(登録申請等)

第4条 届出避難所の登録を受けようとする自主防災組織は、集会所等の所有者の同意を得て、所定の申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、登録の可否を決定し、その旨を当該自主防災組織に通知するものとする。この場合において、前条に規定する要件に応じて条件を付することができる。
- 3 前項の規定による登録を受けた自主防災組織（以下「設置者」という。）は、当該届出避難所を廃止しようとするときは、所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(開設及び運営)

第5条 届出避難所の開設及び運営は、設置者が行うものとする。

- 2 届出避難所の運営に係る経費は設置者の負担とする。

(開設及び閉鎖時の報告)

第6条 設置者は、災害時において届出避難所を開設したときは、その旨を直ちに市長に報告しなければならない。届出避難所を閉鎖したときも、また同様とする。

- 2 設置者は、届出避難所に避難した者があったときは、その旨を速やかに市長に報告しな

なければならない。

(物資の提供)

第7条 災害時における届出避難所への物資は、原則市が開設している最寄りの避難所において引き渡すものとする。

(研修及び訓練等)

第8条 設置者は、市が行う研修及び訓練等に積極的に参加し、地域防災力の向上を図るよう努めなければならない。

(事故等の損害賠償等)

第9条 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた損害に係る賠償等については、当事者がその責めを負う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(施行日：令和元年5月23日)

〈資料16〉 国、県管理河川の重要水防箇所
(国直轄管理区間)

令和6年8月

河川名	地先名	区間			種別	重要度・重要理由		水防工法
		左右岸	距離標(K)	延長(m)				
高梁川	清音黒田	左	11.5～11.6	100	堤防高	水害リスク大(越水)		積土のう工
高梁川	清音黒田	左	11.7～11.85	150	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	清音黒田	左	11.7～11.85	(150)	堤防断面	A	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	清音古地	左	12.45～12.5	50	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	清音古地	左	12.45～12.5	(50)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	清音古地	左	12.95～13.15	200	法崩れ・すべり	B	堤防詳細点検未対策	築廻し工
高梁川	清音古地	左	12.95～13.3	150 (200)	漏水	A	堤体漏水 未対策	月の輪工
高梁川	清音古地	左	12.95～13.1	(150)	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	清音古地	左	13.0～13.1	(100)	堤防高	水害リスク大(越水)		積土のう工
高梁川	清音古地	左	13.1～13.25	150	余裕高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	清音古地	左	13.2～13.7	(500)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	清音古地	左	13.25～14.37	1,070 (50)	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	清音古地	左	14.6～14.95	350	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	清音古地	左	14.6～14.7	(100)	堤防高	水害リスク大(越水)		積土のう工
高梁川	清音古地	左	14.0～14.37	(370)	漏水	B	堤防詳細点検未対策	月の輪工
高梁川	清音古地	左	14.515～16	1485	漏水	B	H30.7出水による被災	－
高梁川	清音上中島	左	14.6～15.1	150 (350)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	清音上中島～ 中原	左	14.95～16.0 16.22～17.1	900 (150) 880	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	清音上中島	左	15.45～15.7	(250)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	清音柿木	左	16.087～16.902	815	漏水	B	H30.7出水による被災	－
高梁川	清音柿木	左	16.1～16.3	120 (80)	旧川跡	要	旧川跡	－
高梁川	中原	左	16.5～18.2	1,100 (600)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	中原	左	17.4～18.2	(800)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	真壁	左	18.3～18.4	(100)	旧川跡	要	旧川跡	－
高梁川	真壁～井尻野	左	18.4～21.0	2,600	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	真壁～井尻野	左	18.8～19.95	(1,150)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	井尻野	左	19.85～20.3	(450)	旧川跡	要	旧川跡	－
高梁川	井尻野	左	20.65～21.38	380 (350)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	宍粟	左	22.45～23.3	850	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	宍粟	左	22.45～22.9	(450)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	宍粟	左	22.9～23.1	(200)	堤防断面	A	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	川辺～富原	右	15.4～18.2	1850 (950)	堤防断面	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	川辺～下原	右	15.5～16.1	(600)	漏水	B	堤防詳細点検 未対策	月の輪工
高梁川	下原	右	16.35～16.45	(100)	堤防高	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	下原	右	16.35～16.45	(100)	堤防高	水害リスク大(越水)		積土のう工
高梁川	下原～富原	右	16.45～17.5	(1,050)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	富原～秦	右	17.67～19.665	1,465 (530)	漏水	B	堤防詳細点検	月の輪工
高梁川	富原	右	17.7～18.2	(500)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	富原～秦	右	18.45～21.96	(3,510)	漏水	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	秦	右	20.6～21.1	(500)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工
高梁川	秦	右	21.75～22.85	890 (210)	堤防高	B	余裕高不足	積土のう工

河川名	地先名	区間			種別	重要度・重要理由		水防工法
		左右岸	距離標(K)	延長(m)				
高梁川	清音黒田	左	11.715		工作物 (新幹線橋梁)	B	余裕高不足	－
高梁川	清音上中島	左	15.256		工作物 (川辺橋)	A	桁下高不足	－
高梁川	清音上中島	左	15.352		工作物 (新川辺橋)	A	桁下高不足	－
高梁川	富原, 中原	右 左	18.307 18.237		工作物 (総社大橋)	B	余裕高不足	－
高梁川	富原, 中原	右 左	18.270 18.300		工作物 (新総社大橋)	B	余裕高不足	－

(注)延長の()は重複区間

(国直轄管理区間・地域限定情報通知地区)

河川名	地先名	区間			種別	重要度・重要理由		水防工法
		左右岸	距離標(K)	延長(m)				
高梁川	宍粟地先	左	22.5～23.2付近			無堤防		積土のう工

(岡山県管理河川)

水系名	水系名 河川名	区域	延長(m)		危険状況		水防工法
高梁川	高梁川	宍粟	左岸	150	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	日羽	左岸	2000	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	美袋	左岸	2300	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	影	右岸	100	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	美袋	左岸	100	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	原	右岸	400	B	堤防高不足	積土のう工
				(400)	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	高梁川	原	右岸	150	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	原	右岸	100	B	堤防高不足	積土のう工
				(100)	B	堤防断面不足	築廻し工
高梁川	高梁川	原	右岸	500	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	種井	左岸	1100	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	下倉	右岸	60	要	破堤跡	
高梁川	高梁川	下倉	右岸	70	要	破堤跡	
高梁川	高梁川	福谷	右岸	2600	A	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	下倉	右岸	1570(130)	B	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	日羽	左岸	1100	B	堤防高不足	積土のう工
高梁川	高梁川	下倉	右岸	810	B	浸水リスク	積土のう工
高梁川	高梁川	下倉	右岸	200	B	浸水リスク	積土のう工
高梁川	槇谷川	見延	左岸	100	B	堤防高不足	積土のう工
高梁川	新本川	下原	右岸	70	A	漏水	月の輪工
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	(250)	B	漏水	釜段工
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	(250)	要	旧川跡	－
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	150	B	堤防断面不足	築廻し工
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	(150)	要	旧川跡	－
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	100	B	漏水	釜段工
笹ヶ瀬川	足守川	東阿曾	右岸	350(50)	B	堤防高不足	積土のう工

(岡山県管理河川 陸間)

水系名	水系名 河川名	区 域		危 険 状 況		ゲート構造	電動・手動の別	備 考
				理 由	重要度			
高梁川	高梁川	種井	左岸	陸 間	要	スライドゲート	手動	
高梁川	高梁川	種井	左岸	陸 間	要	スライドゲート	手動	

(参考)重要水防箇所評定基準

種 別		評 定 基 準
堤 防 高	A(水防上最も重要な区間)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を超える箇所 あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて著しく低く氾濫の実績がある箇所
	B(水防上重要な区間)	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所 あるいは一連区間の中で、堤防高又は河岸天端高が上下流に比べて低く氾濫の実績がある箇所
堤防断面	A(水防上最も重要な区間)	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所
	B(水防上重要な区間)	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所
法崩れ ・すべり	A(水防上最も重要な区間)	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所
	B(水防上重要な区間)	・法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 ・法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、 所要の対策が未施工の箇所
漏 水	A(水防上最も重要な区間)	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所
	B(水防上重要な区間)	・漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所 ・漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて漏水が発生するおそれがある箇所、 所要の対策が未施工の箇所
水衝・洗掘	A(水防上最も重要な区間)	・水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 ・橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所
	B(水防上重要な区間)	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所
工 作 物	A(水防上最も重要な区間)	・河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 ・橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所
	B(水防上重要な区間)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
工 作 物	要(要注意区間)	旧川跡の箇所
	B(水防上重要な区間)	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
旧 川 跡	要(要注意区間)	旧川跡の箇所

〈資料17〉 水防倉庫等の位置及び主な水防用備蓄資材

令和6年8月

保管所 (倉庫名等)		総社 水防倉庫 中央 1-13- 111	阿曾 防災倉庫 西阿曾 188-1	秦 水防倉庫 秦 350	昭和 水防倉庫 美袋 120-1	東 公民館 南溝手 477-7	北 出張所 見延 638	西 出張所 新本 7743	山手 出張所 地頭 片山 17-1	多目的 倉庫 岡谷 160	清音 出張所 清音 軽部 1135	計	消防本 部・署 小寺 377	合計
位 置														
水防資材名及び備蓄数量	土のう (袋)	9,950	800	700	1,300	1,000	1,200	1,600	300	800	4,000	21,650	34,500	56,150
	杭 木 (本)	200		2,100	1,300	50	50	35				3,735	28	3,763
	鉄 杭 (本)	15					6					21	80	101
	鉄 線 (kg)	32		66		3	3	3		1		108	15	123
	ロープ (m)	200	200		100		100			300	100	1,000		1,000
	ブルーシート (枚)	97	16	14	1		3		7		54	192	200	392
	樋 (本)	2		2								4		4
	真砂土 (t)			4		4	4				4	16	10	26
工具等の内訳	スコップ (丁)	75	5	16	7	6	5	1	5	22	1	143	86	229
	ジョレン (丁)	5	2	12	4	3	2	1	4		1	34	18	52
	掛 矢 (丁)	4	1	4	4	2	3	1	3		3	25	16	41
	たこ槌 (丁)	2			1							3	1	4
	クッパー (丁)	2	1			1	1	1				6	7	13
	シノ (本)	5		4	1	1	1	1				13	4	17
	一輪車 (台)			5	1	1		1				8	6	14
	のこぎり (丁)	3	2				2					7	13	20
	斧・ナタ (丁)	12		5	2		1					20	20	40
	鎌 (丁)	3	2		2							7		7
	バール (本)	7	2									9		9
	ハンマー 金槌 (丁)	7		2			1					10	1	11
救助用ボート			1		1			1			1	4	1	5
ライフジャケット		24	5		5			5			5	44	5	49
バリ ケ ー ド	バリケード (個)	50		1					5			56		56
	コーン	50										50		50
	コーンバー	30										30		30
発 電 機	発電機	2										2		2
	バルーン投光 機	1										1		1
	スチール携行 缶10ℓ	2										2		2
	エンジン サイレンサー	1										1		1

※ 救助用ボートのうち、西出張所とあるのは久代資機材格納庫、昭和 water 倉庫とあるのは、消防署昭和出張所にそれぞれ保管している。

※ 救助用ボートのうち消防本部保有分については、「資料21 現有消防機器等」に記載

〈資料１８〉 主な非常用備蓄品

令和6年8月

物 資 名			拠点備蓄倉庫		初動拠点	分		散			備		蓄			計	
			常盤公園	総社 中学校	旧井尻 野幼稚園	昭和 中学校	維新 小学校	富山 分館	槁集 会所	昭和 公民館	池田 小学校	西小学 校	新本 小学校	阿曽防 災倉庫	清音出 張所		避難所 キット 収納
食糧・飲料水	アルファ米（白米）		食	800	800		500					500					2,600
	アルファ米（田舎ごはん）		食	750	1,750		450	750	50	50		750	300	750	1,000	500	7,100
	アルファ米（わかめごはん）		食	1,750	1,750		500	750	50	50		750	500	750			6,850
	五目がゆ・赤米がゆ		食	700	700			100	40	40		100		100	220	260	2,260
	ビスケット（ビスコ）		食	900	900		1,200						300			420	3,720
	ライスクッキー		食	1,244	720		480	672	48	48		384	240		480		4,316
	長期保存水（2ℓまたは1.5ℓ）		本	176	60		120	60				120	90	30	156	188	1,000
	長期保存水（500ml）		本	360		4,482			72	72			240				240
	上水道水（耐震性貯水槽）		m³	50													50
	液体ミルク・粉ミルク		本	528.0													528.0
毛 布			枚	26	1,320	200	220	10	30	20		100	100	170	300	1,900	4,396
衛生用品等	おむつ（大人用）		枚	5,120													5,120
	おむつ（子供用）		枚	14,000													14,000
	生理用品		セット	360													360
トイレトペーパー（真空パック）			ロール	840													840
分散避難用	テント（キャンプ用）		式	150	2												152
	寝袋		個	18	6												24
	マット類		枚	365	240												605
	ワンタッチパーテーション		枚			150											150
	ダンボールパーテーション		枚			50											50

〈資料１８〉 主な非常用備蓄品 （つづき）

物 資 名			拠点備蓄倉庫		初動拠点	分 散 備 蓄										計	
			常盤公園	総社 中学校	旧井尻 野幼稚園	昭和 中学校	維新 小学校	富山 分館	槁集 会所	昭和 公民館	池田 小学校	西小学 校	新本 小学校	阿曽防 災倉庫	清音出 張所		避難所 キット 収納
イン フ ル	ダンボールベッド	式			120	10	10			10							150
	ダンボールベッド 間仕切り	式			20												20
感 染 症 対 策 物 品	マスク	枚	46,000	17,280		2,000	2,000				2,160	4,160	2,160	1,920	16,800	1,750	96,230
	手指消毒用アルコール（10）	本	48													35	83
	〃（500ml）	本	10		129											35	174
	器具等消毒液（500ml）	本	60														100
	電子体温計	本														35	35
	非接触温度計	本														24	24
	ウェットティッシュ（除菌シート） 80枚入り	個	66		102											35	203
	ハンドソープ（250ml）	個			102											35	137
	プラスチックグローブL	箱	20		22											35	77
	ペーパータオル（200枚入）	袋	140		207												350
	使い捨てクロス（消毒用）	本	50		37												100
	医療廃棄物処理容器（200）	個	10														10
	感染防護衣(ガウン・キャップ・マスク・シールド・グローブ・シューカバー)	セット	205		6												150
	避難所開設・運営キット予備	組	3														3
ブルーシート（3.6×5.4）	枚			245	1	1	2	2		1	11	1	16	60		340	
業務用扇風機	台			11												11	
避難所用テレビ	台			12												12	
携帯電話用充電器	基	65														35	100

〈資料１８〉 主な非常用備蓄品 （つづき）

物 資 名			拠点備蓄倉庫		初動拠点	分 散 備 蓄										計
			常盤公園	総社中学校	旧井尻野幼稚園	昭和中学校	維新小学校	富山分館	槁公会堂	昭和公民館	池田小学校	西小学校	新本小学校	阿曽防災倉庫	清音出張所	
ト イ レ	ラップボン（簡易トイレ）	台	4													4
	ラップボン用電熱器（汚物袋用）	台	8													8
	便槽用トイレ（マンホールトイレ）	式	10	8												18
	簡易トイレ	式		710												354
	排泄物セット（サクラ）	式		4,050												4,050
	携帯式トイレ（サニクリーン）	式		622												622
	汚物袋（簡易トイレ用）	枚	3,700	14,372												18,072
	簡易トイレ使用可能人数 合計															約4,900
発電機(ガソリン燃料)		台	5	6		1										12
燃料用スチール携行缶（100・50）		個	10	5		1										16
発電機(LPG燃料)		台	2													2
カセットボンベ（発電機用燃料）		本	672													672
懐中電灯		個	67												35	102
誘導灯		本	30												35	65
投光器		基	3													3
エンジンチェンソー		台	1													1
救命工具セット		式	2	1												3
簡易担架・アルミ製担架		式	11													11

※ 常盤公園の発電機1台は、地下貯水槽のポンプ用（都市計画課）。

※ マンホールトイレ（1基に対して100人使用）
 $100人 \times 15基 = 1,500人$

<資料 19> 消防団組織一覧

(単位；人)

	団 長	副 団 長	本部長	部 長	班 長	団 員	計
団 本 部	1	4	5	9 2	9 5(4)	6 3 7 (4 4)	5 8

	分団長	副分団長	部 長	指導部長	班 長	団 員	計
総 社 分 団	1	1	1 2	1	1 2	5 6	8 3
常 盤 分 団	1	1	8	1	7	3 5	5 3
三 須 分 団	1	1	7	1	7	4 4	6 1
服 部 分 団	1	1	6	1	6	3 4	4 9
阿 曾 分 団	1	1	6	1	6	4 7	6 2
池 田 分 団	1	1	5	1	5	3 9	5 2
秦 分 団	1	1	5	1	5	4 3	5 6
神 在 分 団	1	1	5	1	5	2 9	4 2
久 代 分 団	1	1	5	1	5	3 4	4 7
山 田 分 団	1	1	3	1	3	2 4	3 3
新 本 分 団	1	1	5	1	5	3 8	5 1
日 美 分 団	1	1	4	1	4	2 6	3 7
水 内 分 団	1	1	3	1	3	1 8	2 7
下 倉 分 団	1	1	5	1	4	1 7	2 9
富 山 分 団	1	1	2	1	2	1 2	1 9
山 手 分 団	1	1	3	1	3	3 8	4 7
清音第1分団	1	1	3	1	3	3 5	4 4
清音第2分団	1	1	5	1	5	3 3	4 6
小 計	1 8	1 8	9 2	1 8	9 0	6 0 2	8 3 8

総 計	8 3 8	(4 8) 8 3 8
-----	-------	----------------

※1()内書は女性団員

<資料 20> 消防本部，署現有消防車両

(単位；台)

車 名	数 量	備 考
消防ポンプ自動車	5	
はしご自動車	1	
化学自動車	1	
指揮車	1	
特殊車等	2	
救助工作車	1	
救急自動車	5	

<資料 21> 消防団現有消防車両等

(単位；台)

区 分	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ付き積載車	その他
団 本 部			2
総 社 分 団	10	1	
常 盤 分 団	6	1	
三 須 分 団	3	3	
服 部 分 団	4	1	
阿 曾 分 団	3	2	
池 田 分 団	2	2	
秦 分 団	1	3	
神 在 分 団	3	1	
久 代 分 団	2	2	
山 田 分 団		2	
新 本 分 団	2	2	
日 美 分 団	2	1	
水 内 分 団	1	1	
下 倉 分 団	3	1	
富 山 分 団		1	
山 手 分 団		6	
清音第1分団		4	1
清音第2分団		5	
計	42	39	3

<資料 2 2> 現有消防機器等

品 名		数 量	備 考	品 名		数 量	備 考
消 火 機 器	山林火災用軽可搬ポンプ	2		検 知 ・ 測 定 用 機 器	複 合 型 ガ ス 検 知 器	5	
	ジェットシューター	138			非 接 触 温 度 計	3	
	消 防 用 ホ ー ス (65mm)	356	消防署		超 音 波 厚 さ 計	1	
	消 防 用 ホ ー ス	1,045	消防団		電 磁 式 膜 圧 計	0	
	高 圧 放 水 消 火 器 具 (ポータブルC A F S)	1			放 射 線 量 計	23	
救 助 機 器	空 気 呼 吸 器	37		薬 劑 等	放 射 線 測 定 器	9	
	エ ン ジ ン カ ッ タ ー	3			検 電 器	3	
	エ ア ー ツ ー ル	1式			化 学 消 火 薬 剤	920	リットル
	ガ ス 溶 断 器	1			中 和 剤	40	リットル
	携帯破壊器具(ストライカー)	1			油 吸 収 剤	580	kg
	油 圧 ジ ャ ッ キ	6		救 急 機 器	油 凝 固 剤	36	リットル
	油 圧 ス プ レ ッ ダ ー	5			油 吸 着 マ ッ ト	396	枚
	緩 降 器	1			オ イ ル フ ェ ン ス	5	10m 2本 20m 3本
	空 気 式 救 助 マ ッ ト	1			患 者 監 視 装 置	6	救急車
	排 煙 送 風 機	2			自 動 人 工 呼 吸 器	6	
	マンホール救助器具	2			酸 素 吸 入 器	12	
	耐 熱 服	3			酸 素 蘇 生 器	9	
	放射線防護服・個人用線量計	23			自 動 体 外 式 除 細 動 器	9	
	化学防護服(陽圧式以外)	9			輸 液 装 置	0	
	耐 熱 服	3			吸 引 器	6	
	防 毒 マ ス ク	15			バ ッ ク ボ ー ド	11	
	救 命 ボ ー ト	6			脊 椎 固 定 器 具 (ファーストヘッド)	5	
	救 命 索 発 射 銃	1式			担 架 (救 急 車 用)	7	
	救 命 胴 衣	126			簡 易 担 架 (布 製)	12	
	救 命 浮 環	13			スクープストレッチャー	8	
	水 中 投 光 器	0			サブストレッチャー	3	
	バ ス ケ ッ ト 担 架	3		そ の 他	高 圧 空 気 圧 縮 器	1	
	ウ エ ッ ト ス ー ツ	12			携 帯 用 発 電 機	18	
	ライフジャケット (PFD)	13			エ ア ー テ ン ト	2式	4m×4m
	簡 易 画 像 探 索 機	1式			携 帯 用 高 照 度 サーチライト (LED)	16	

〈資料 2 3〉 消防通信施設

○消防・救急無線

種 別		出 力	数	設 置 場 所
基 地 局		2 0 W	1	消防庁舎 3 階
		2 0 W	1	下 倉
固 定 局		0 . 0 3 2 W	1	鶏 足 山（高梁市）
		0 . 0 3 2 W	1	下 倉
移 動 局	車載型	1 0 W	2 6	消防本部・消防署
	可搬型	5 W	1	
	携帯型	2 W	2 1	
	携帯型	1 W	4 0	

〈資料 2 4〉 現有水利施設

（単位；箇所）

区分 地区	消 火 栓	防 火 水 槽		プ ー ル
		20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	
総 社	3 1 0	5	2 5	3
常 盤	1 4 5	3	1 2	2
三 須	6 0	9	6	
服 部	4 3	6	4	2
阿 曾	5 6	2 2	2 0	1
池 田	3 6	1 1	1 0	1
秦	4 9	1 7	1 3	3
神 在	3 1	5	3	1
久 代	6 5	1 9	1 2	1
山 田	1 9	4	3	
新 本	4 0	1 6	1 2	1
日 美	5 0	1 6	1 1	2
水 内	2 7	1 6	9	1
下 倉	2 3	1 2	3	
富 山	1 1	2 7	8	
山 手	1 6 1	2	2	1
清 音	1 3 1		6	1
計	1, 2 5 7	1 9 0	1 5 9	2 0

1 指定避難所(屋内), 指定緊急避難場所(屋内, 屋外)

令和6年8月

地区	避難所名	場所	標高 (m)	電話	収容人員		災害種別					
							地震	水害(河川氾濫)				土砂災害
					屋内 1人／3 ㎡	屋外 1人／10 ㎡		高梁川 本川	新本 川, 津 梅川, はざ谷 川	槇谷 川, 落 合川	足守 川, 砂 川, 前 川	
総社	総社小学校	総社3-13-1	12.1	92-0040	1,120	540	○	○	○	○	○	○
	総社中央小学校	門田959	16.6	93-6067	500	1,050	○	○	○	○	○	○
	総社北小学校	泉2-2	16.6	94-0350	500	980	○	○	○	○	○	○
	総社西中学校	駅前1-10-1	15.3	92-0317	950	1,040	○	○	○	○	○	○
	総社東中学校	井手565	12.2	92-0073	1,080	1,150	○	○	○	○	○	○
	総社幼稚園	総社2-17-15	12.6	93-4303	150	90	○	○	○	○	○	○
	総社南幼稚園	中央3-9-101	13.6	93-5280	130	120	○	○	○	○	○	○
	総社北幼稚園	泉1-192	19.3	93-2205	90	90	○	○	○	○	○	○
	いじりの認定こども園	井尻野1722	16.4	92-3655	230		○	○	○	○	○	○
	総合文化センター(中央公民館)(市民会館を除く)	中央3-1-102	13.5	92-3491	310		○	○	○	○	○	○
	中央公民館総社分館	総社2-18-18	12.7	93-9407	70		○	○	○	○	○	○
	中央公民館総社北分館	小寺1281-1	16.1	93-0028	30		○	○	○	○	○	○
	中央公民館浅尾分館	門田956-1	16.4	93-0158	30		○	○	○	○	○	○
	働く婦人の家	総社3-15-1	12.1	93-1180	100		○	○	○	○	○	○
	岡山県立総社高等学校	総社3-9-1	12.2	93-0891	480	1,110	○	○	○	○	○	○
常盤	常盤小学校	駅南1-13-13	14.5	92-4407	790	810	○	○	○	○	○	○
	常盤幼稚園	駅南1-13-8	14.7	92-4408	220	170	○	○	○	○	○	○
	下水処理場	三輪820	13.7	93-7860	30	30	○	○	○	○	○	○
	総社運動公園(きびじアリーナ・サブアリーナ)	三輪1300	13.0	93-2100	950		○	○	○	○	○	○
	常盤集会所	三輪1256-1	13.9	93-5810	20		×	○	○	○	○	○
	中央保育所	駅南1-8-1	14.3	92-0975	150		○	○	○	○	○	○
	武道館	真壁423-1	13.4	92-6330	170		○	○	○	○	○	○
	中央公民館常盤分館	三輪821	13.7	93-9417	50		×	○	○	○	○	○
	中央公民館常盤第2分館	真壁1023	20.0	37-6977	65		○	○	○	○	○	○
	中原会館	中原1005-6	14.8	93-5190	20		×	○	○	○	○	○
	やすらぎの家	中原574-1	14.8	93-7721	40		○	○	○	○	○	○
	サンワーク総社	駅南1-5-7	14.7	93-8807	150		○	○	○	○	○	○
	岡山県立総社南高等学校	三輪626-1	13.4	93-6811	1,010	2,230	○	○	○	○	○	○
三須	三須幼稚園	上林303-1	10.4	92-0426	70	160	○	○	○	○	○	○
	上林会館	上林303-1	10.4	93-0812	30		×	○	○	○	○	○
	東公民館三須分館	上林303-1	10.4	93-9420	30		○	○	○	○	○	○
服部	総社東小学校	南溝手480	9.8	92-4891	370	740	○	○	○	○	○	○
	服部幼稚園	窪木885-5	9.4	92-0323	60	120	○	○	○	○	○	○
	東公民館	南溝手477-7	9.3	93-2995	50	370	○	○	○	○	△	○
	長良文化センター	長良336	8.1	93-5653	30		×	○	○	○	○	○
	東公民館服部分館	南溝手265-3	9.4	93-9443	20		○	○	○	○	○	○
	岡山県立大学	窪木111	8.9	94-2111	440		○	○	○	○	○	○
阿曾	阿曾小学校	西阿曾207-1	11.0	99-9100	420	410	○	○	○	○	○	○
	東公民館阿曾分館	西阿曾188-1	11.3	99-9333	60	390	○	○	○	○	○	○
	阿曾幼稚園	西阿曾141	11.1	99-9130	70	70	○	○	○	○	○	○
池田	池田小学校	見延699	70.1	95-8092	310	220	○	○	○	○	○	△
	池田幼稚園	見延640	68.3	95-8127	40		○	○	○	×	○	○
	中央公民館池田分館	見延639-1	68.3	95-8706	50		○	○	○	×	○	○

地区	避難所名	場所	標高 (m)	電話	収容人員		災害種別					
							地震	水害(河川氾濫)				土砂災害
					屋内 1人／3 ㎡	屋外 1人／10 ㎡		高梁川 本川	新本 川, 津 梅川, はざ谷 川	槇谷 川, 落 合川	足守 川, 砂 川, 前 川	
秦	秦小学校	秦2815-2	24.5	95-8400	270	350	○	△	○	○	○	△
	総社中学校	秦540	23.5	92-0936	940	860	○	○	○	○	○	○
	秦幼稚園	秦2987	22.7	95-8930	70	100	○	×	○	○	○	○
	西公民館	秦350	21.5	92-0446	90	1,420	○	○	○	○	○	○
	西公民館秦分館	秦3465-1	21.2	95-8677	20		○	×	○	○	○	○
神在	神在小学校	富原422	16.3	92-4492	310	340	○	△	○	○	○	○
	神在幼稚園	富原407-1	16.3	93-0687	60	110	○	×	○	○	○	○
	西公民館神在分館	富原903-1	15.3	93-9554	20		○	×	○	○	○	○
久代	総社西小学校	久代4386-2	27.7	96-0314	300	720	○	○	○	○	○	○
	久代幼稚園	久代4584	27.7	96-0423	90	160	○	○	○	○	○	○
	西公民館久代分館	久代4482-1	25.6	96-9071	50	270	○	○	○	○	○	○
山田	山田幼稚園	山田205-1	42.1	96-0927	40	100	○	○	○	○	○	×
	西公民館山田分館	山田203-2	46.0	96-0250	40	240	○	○	○	○	○	×
新本	新本小学校	新本7288	49.8	96-0437	370	370	○	○	○	○	○	△
	新本幼稚園	新本7274	49.8	96-0928	50	90	○	○	○	○	○	○
	西公民館新本分館	新本7743	40.1	96-0420	20		○	○	×	○	○	○
昭和	昭和五つ星学園義務教育 学校(旧昭和小学校)	美袋207	37.0	99-1027	450	510	○	△	○	○	○	○
	維新小学校	原2229-1	43.3	99-1301	350	470	○	△	○	○	○	△
	昭和五つ星学園義務教育 学校(旧昭和中学校)	美袋1636	37.8	99-1020	480	710	○	△	○	○	○	○
	昭和幼稚園	美袋245-1	37.0	99-1305	50	90	○	×	○	○	○	×
	維新幼稚園	原2257-1	44.5	99-1310	90	30	○	×	○	○	○	×
	昭和公民館	美袋1915-1	37.5	99-1103	80		○	△	○	○	○	△
	昭和公民館下倉分館	下倉1338-3	37.8	99-0038	40		○	×	○	○	○	×
	昭和公民館水内分館	原1571	41.4	99-1571	20		○	×	○	○	○	○
	昭和公民館富山分館	種井1856-1	307.3	99-1572	10		○	○	○	○	○	×
山手	山手小学校	岡谷607-2	26.0	93-5005	550	810	○	○	○	○	○	○
	山手幼稚園	岡谷627	26.0	92-0581	120	40	○	○	○	○	○	○
	山手公民館	岡谷151-1	13.8	93-1241	220		○	○	○	○	○	○
	東風館 (山手公民館宿分館)	宿272-1	10.7	92-3911	20		×	○	○	○	○	○
	西郡公正館 (山手公民館西郡分館)	西郡857-1	11.5	92-7700	30		○	○	○	○	○	○
	山手公民館岡谷分館	岡谷718-4	20.6	—	30		○	○	○	○	○	○
清音	清音小学校	清音軽部666-1	11.9	94-0103	580	520	○	△	○	○	○	○
	清音公民館	清音軽部1135	11.0	94-0131	150		○	△	○	○	○	○
	清音福祉センター	清音軽部1135	11.0	92-2400	85		○	△	○	○	○	○
	きよね認定こども園	清音軽部762	11.6	94-0104	200	170	○	×	○	○	○	○
	ひだまりの家	清音柿木620-1	14.0	93-4512	40		○	×	○	○	○	○
	さんあいの家	清音上中島266-1	13.0	93-4511	35		○	×	○	○	○	○

2 指定緊急避難場所（屋外）

令和6年8月

避難所名	場所	標高 (m)	電話	収容人員(人)		災害種別					
						地震	水害(河川氾濫)				土砂災害
				受入予定人員 (人)	屋外 1人／10㎡		高梁川 本川	新本川, 津梅川, はざ谷川	槇谷川, 落合川	足守川, 砂川, 前川	
総社運動公園 (野球場・多目的広場)	三輪1300	14.2	93-2100		2,490	○	○	○	○	○	○
総社北公園 陸上競技場	福井1200	45.7	94-3434	20	2,460	○	○	○	○	○	○
常盤公園	駅南1-24-1	14.3			800	○	○	○	○	○	○
砂川公園駐車場	黒尾792	37.3	92-1118		1,200	○	○	○	○	○	○
西公園グラウンド	秦358	20.8			1,280	○	○	○	○	○	○
西部ふれあい広場	久代2616-3	25.6			350	○	○	×	○	○	○
山手スポーツ広場	宿1778-1	26.2	93-8008		1,080	○	○	○	○	○	○
清音ふるさとふれあい広場	三因1017-4	38.7	94-3030		1,460	○	○	○	○	○	○

※ 砂川公園については、4人×300台で算定

3 ペット避難所

令和6年8月

避難所名	場所	標高 (m)	電話	収容人員(人)		災害種別					
						地震	水害(河川氾濫)				土砂災害
				受入予定人員 (人)	屋外 1人／10㎡		高梁川 本川	新本川, 津梅川, はざ谷川	槇谷川, 落合川	足守川, 砂川, 前川	
総社市 西庁舎3階	中央1-1-2	14.2	92-8200			○	○	○	○	○	○
総社運動公園(サブアリーナ)	三輪1300	13.0	93-2100			○	○	○	○	○	○
総社北公園 管理棟	福井1200	45.7	94-3434			○	○	○	○	○	○

△ ： 条件付避難可能(2階以上, 建物の限定等)

6 応急仮設住宅・応急避難所建設候補地

避難所名	場所	標高 (m)	建設想定戸数		建設形態	災害種別					
						地震	水害(河川氾濫)				土砂災害
			用地面積 ㎡	設置個数 (戸・張)			高梁川 本川	新本川, 津梅川, はざ谷川	槇谷 川, 落 合川	足守川, 砂川, 前川	
北公園陸上競技場	福井1200	45.7	24,600	410	テント村	○	○	○	○	○	○
総社運動公園 (多目的広場)	三輪1300	14.2	10,000	74	仮設住宅	○	○	○	○	○	○
				160	テント村						
常盤防災公園	三輪948	14.3	5,000	80	テント村	○	○	○	○	○	○
清音ふるさとふれあい広場	三因1070	38.7	14,000	230	テント村	○	○	○	○	○	○
				176	仮設住宅						
山手スポーツ広場	宿1778-1	26.2	10,900	180	テント村	○	○	○	○	○	○
					仮設住宅						
東公民館阿曾分館	西阿曾188-1	11.3	2,100	35	テント村	○	○	○	○	○	○
				44	仮設住宅						
西公園グラウンド	秦358	20.8	12,800	210	テント村	○	○	○	○	○	○
				95	仮設住宅						
西公民館久代分館	久代4482-1	25.6	3,500	55	テント村	○	○	○	○	○	○
				25	仮設住宅						
西部ふれあい広場	久代2616-3	29.0	9,500	155	テント村	○	○	×	○	○	○
				97	仮設住宅						

※ 応急仮設住宅については1戸あたり40㎡(大家族用), 通路等を含めて134㎡で算定した。(建設マニュアルによる。)

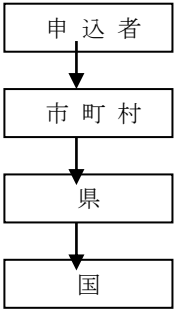
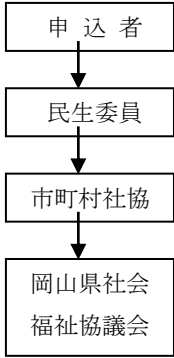
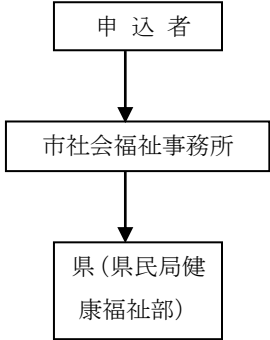
また, 応急仮設住宅建設候補地のうち, 清音ふるさとふれあい広場, 阿曾分館, 西部ふれあい広場(久代)の3箇所については, 岡山県に回答済み。(配置図面にに基づき戸数を算定)

※ 応急避難所は, 「テント村」と表示する。テントについては, 1張り18㎡(タープ付), 周囲の空地を含めて1区画60㎡とする。

※ 常盤防災公園については, テント設営のため, 遊具区域, 防災倉庫等を除き, 有効面積を50%で算定する。

〈資料 2 6〉 災害援護資金等の概要

条 件 等	災 害 援 護 資 金	生 活 福 祉 資 金	母子・父子・寡婦福祉資金														
1 貸付機関	市町村	県社会福祉協議会	県（県民局健康福祉部）														
2 適用災害	県内において災害救助法が適用になった災害	特別の制限なし。ただし左の災害援護資金の貸付対象世帯は除く。低所得で他から融資を得られない世帯	特別の制限なし														
3 貸付対象者	一定の被害を受けた世帯であって、かつ、次の要件を満たす世帯 <table><tr><td>世帯人員</td><td>年 間 所 得</td></tr><tr><td>1 人</td><td>220 万円未満</td></tr><tr><td>2 人</td><td>430 "</td></tr><tr><td>3 人</td><td>620 "</td></tr><tr><td>4 人</td><td>730 "</td></tr><tr><td>5 人以上 1 人増すごとに加算</td><td>730 万円に 30 万円を加算した額</td></tr><tr><td>住居が滅失した場合</td><td>1,270 万円未満</td></tr></table>	世帯人員	年 間 所 得	1 人	220 万円未満	2 人	430 "	3 人	620 "	4 人	730 "	5 人以上 1 人増すごとに加算	730 万円に 30 万円を加算した額	住居が滅失した場合	1,270 万円未満	災害を受けたことにより臨時に経費が必要となる低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）	・母子家庭の母（配偶者のない女子で 20 歳未満の児童を扶養している者） ・父子家庭の父（配偶者のない男子で 20 歳未満の児童を扶養している者） ・母子、父子家庭、父母のいない児童（20 歳未満） ・寡婦 ・40 歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦でない者
世帯人員	年 間 所 得																
1 人	220 万円未満																
2 人	430 "																
3 人	620 "																
4 人	730 "																
5 人以上 1 人増すごとに加算	730 万円に 30 万円を加算した額																
住居が滅失した場合	1,270 万円未満																
4 資金種別	福祉資金の福祉費	災害援護資金(特別な事情がある場合は福祉資金(福祉費)との重複貸付可)	事業開始資金、事業継続資金、住宅資金外														
5 貸付限度額	被害の種類及び程度に応じ 150～350 万円	150 万円 ただし、個別の状況によって最高 580 万円まで可	事業開始資金 293 万円 事業継続資金 147 万円 住宅資金 150 万円														
6 貸付期間	1 据置期間 3 年 （ただし、特別の場合 5 年） 2 償還期間 10 年	1 据置期間 6 月以内 （特別の場合 2 年以内） 2 償還期間 （措置期間経過後）7 年以内 （個別の状況によっては 20 年以内）	1 据置期間 事業開始資金 1 年 事業継続、住宅資金 6 箇月 2 償還期間 7 年以内														

条 件 等	災 害 援 護 資 金	生 活 福 祉 資 金	母子・父子・寡婦福祉資金
7 償還方法	年賦，半年賦 (原則として元金均等償還)	月賦，半年賦 (原則として元金均等償還)	月賦，半年賦，年賦 (元利均等償還)
8 貸付利率	1 普通利率 年 3 % (据置期間中は無利子)	1 連帯保証人を立てる場合 無利子 2 連帯保証人を立てない場 合 1.5 % (措置期間中は無利子)	1 連帯保証人を立てる場合 無利子 2 連帯保証人を立てない場 合 1.0 %
9 担 保	1 物的担保 なし 2 保証人 1 人	1 物的担保 なし 2 保証人 原則として 1 人 (借受人を同一県内居住者)	1 物的担保 なし 2 保証人 1 人
10 申請書等 提出書類	1 借入申込書 2 本人及び保証人の印鑑証明	1 借入申込書 2 被災証明書 3 補修等の計画書及び経費 見積書等 4 所得証明書(借受人世帯， 連帯保証人)	1 貸付申請書 2 戸籍謄本 3 被災証明書 4 事業概要書(事業開始， 事業継続資金のみ) 5 住宅計画書及び住宅経費 見積書 (住宅資金のみ)
11 申 請 経由機関	 <pre> graph TD A[申込者] --> B[市町村] B --> C[県] C --> D[国] </pre>	 <pre> graph TD A[申込者] --> B[民生委員] B --> C[市町村社協] C --> D[岡山県社会福祉協議会] </pre>	 <pre> graph TD A[申込者] --> B[市社会福祉事務所] B --> C[県(県民局健康福祉部)] </pre>
12 貸 付 審査機関	市町村	岡山県社会福祉協議会 (運営委員会)	県(県民局健康福祉部)
13 取扱機関	市町村	市町村社会福祉協議会	市町村

〈資料 2 7〉 ヘリポート適地

番号	施設名	所在地	備考
1	スポーツセンター野球場	総社市三輪 1 3 0 0	
2	総社北公園陸上競技場	総社市福井 1 2 0 0	
3	総社河川敷	総社市真壁 1 5 6 5	(洪水時使用不可)
4	西ふれあい広場	総社市久代 2 6 1 6 - 3	
5	岡山県立大学 (陸上競技場)	総社市窪木 1 1 1	
6	砂川公園駐車場	総社市黒尾 7 9 2	
7	鬼ノ城駐車場	総社市奥坂 1 7 6 0	
8	水内コミュニティー広場	総社市原 5 8 9 地先	(洪水時使用不可)
9	東公民館グラウンド	総社市南溝手 4 7 7 - 7	
1 0	清音河川敷グラウンド	総社市清音上中島地内	(洪水時使用不可)
1 1	清音ふるさとふれあい広場	総社市清音三因 1 0 7 0	
1 2	山手スポーツ広場	総社市宿 1 7 7 8 - 1	
1 3	アクアセンター吉備路	総社市窪木 1 1 0 1 - 1	
1 4	下倉地区コミュニティー広場	総社市下倉 1 0 9 8 - 1	(洪水時使用不可)
1 5	池田小学校運動場	総社市見延 6 9 9	
1 6	本村コミュニティー広場	総社市延原 3 1 2, 1 4 4	
1 7	新本小学校グラウンド	総社市新本 7 2 8 8	
1 8	鬼ノ城ふれあい広場	総社市西阿曾 444, 445, 448	
1 9	そうじゃ水辺の楽校	総社市富原地内総社大橋南	(洪水時使用不可)
2 0	秦コミュニティー広場	総社市秦地内高梁川河川敷	(洪水時使用不可)
2 1	吉備カントリークラブ 1 番ホール	総社市新本 2 8 0 0 - 1	
2 2	吉備カントリークラブ 7 番ホール	総社市新本 2 8 0 0 - 1	

〈資料 2 8〉 総社市 IP 無線設置一覧

No.	名称	電話番号	配 備
1	災害対策本部 1	050-6877-4012	災害対策本部
2	災害対策本部 2	050-6877-4044	緊急初動班
3	災害対策本部 3	050-6877-4203	緊急初動班
4	災害対策本部 4	050-6877-4216	緊急初動班
5	災害対策本部 5	050-6877-4109	緊急初動班
6	災害対策本部 6	050-6877-4005	緊急初動班
7	災害対策本部 7	050-6877-4493	消防本部
8	災害対策本部 8	050-6877-4135	消防本部
9	災害対策本部 9	050-6877-4481	消防本部
10	災害対策本部 1 0	050-6877-4180	消防本部

〈資料 2 9〉 緊急告知 F M ラジオ配付先一覧

令和 6 年 8 月 1 日現在

区 分		数量 (台)	備 考
避難 所	指 定 避 難 所	7 7	小・中学校，高等学校，公民館他 (小・中・高等学校，県立大学各体育館 1 基)
	指 定 緊 急 避 難 場 所	2	山手スポーツ広場他
	福 祉 避 難 所	8	高齢者福祉施設他
	緊 急 避 難 場 所	3	リブ総社店他
市 関 連 施 設		3 5	斎場，総社はばたき園他（避難所を除く）
消 防 団		5 2	
自 主 防 災 組 織		3 3 1	
そ の 他		5 0	J R 総社駅，警察署他
計		5 5 8	

※ 自己購入は除く。



緊急告知 F M ラジオ（総社仕様）

〈資料30〉 避難確保計画策定対象施設（要配慮者利用施設）

(1) 総社市の所管

災害区分		住 所	施 設 名	区 分
水害	土砂災害			
○		総社市中央6-3-106	多機能型事業所 土田の里(感謝)	
○		総社市真壁181-2	NPO法人 ほっとスペースひだまり キッズくらぶ	障がい福祉
○		総社市上林107	にこにこハウス であい	障がい福祉
○		総社市総社2-23-10	グループホーム FLAT 1	老人福祉
○		総社市井手1208-2	さつきデイサービスセンター	老人福祉
○		総社市総社2002-1	デイサービスセンターみのり	老人福祉
○		総社市日羽638-4	デイサービスセンター あおいろのそら	老人福祉
○		総社市三須1321	デイサービスセンター やまびこ	老人福祉
○		総社市北溝手55-1	グループホームきのじょう	老人福祉
○		総社市清音上中島208-3	グループホーム清音	老人福祉
○		総社市中央6-12-106	グループホーム こたりの里吉備	老人福祉
○		総社市三須1225-9	グループホーム 吉備の里	老人福祉
○		総社市清音上中島226-1	介護予防拠点施設さんあいの家	老人福祉
○		総社市清音柿木620-1	介護予防拠点施設ひだまりの家	老人福祉
○		総社市中原574-1	介護予防拠点施設やすらぎの家	老人福祉
○		総社市総社2-13-26	小規模多機能ホームれんげ	老人福祉
○		総社市真壁158-4	サポートハウス 桃李の里	老人福祉
○		総社市中央1-3-15	デイサービス夢ゆり草	老人福祉
○		総社市中央6-2-108	創心会元気デザイン倶楽部総社	老人福祉
○		総社市駅前1-6-1	通所介護 もりした	老人福祉
○		総社市中央6-14-101	デイサービスセンター メイプル	老人福祉
○		総社市中央1-7-111	アイル総社	老人福祉
○		総社市総社2002-7	デイサービスセンターオルソ	老人福祉
○		総社市門田184-1	デイサービスリリィベル	老人福祉
○		総社市井尻野331-1	デイサービスセンター総社	老人福祉
○		総社市清音柿木808-5	デイサービスセンター かきのき	老人福祉
○		総社市門田1214	スマイル乳児園	児童福祉
○		総社市中央6-8-109	さくら保育園	児童福祉
○		総社市上林303-1	三須幼稚園	公立学校
○		総社市久代4584	久代幼稚園	公立学校
○		総社市窪木885-5	服部幼稚園	公立学校
○		総社市秦2987	秦幼稚園	公立学校
○		総社市総社2-17-15	総社幼稚園	公立学校
○		総社市中央3-9-101	総社南幼稚園	公立学校
○		総社市富原407-1	神在幼稚園	公立学校
○	○	総社市原2257-1	維新幼稚園	公立学校
○		総社市真壁773-1	常盤幼稚園	公立学校
○	○	総社市美袋245-1	昭和幼稚園	公立学校
	○	総社市山田205-1	山田幼稚園	公立学校
	○	総社市見延699	池田小学校	公立学校
	○	総社市秦2815-2	秦小学校	公立学校
	○	総社市新本7288	新本小学校	公立学校
○	○	総社市美袋207	昭和小学校	公立学校
	○	総社市原2229-1	維新小学校	公立学校

災害区分		住 所	施 設 名	区 分
水害	土砂災害			
	○	総社市見延699	池田小学校	公立学校
○	○	総社市秦2815-2	秦小学校	公立学校
○		総社市総社3-13-1	総社小学校	公立学校
○		総社市門田959	中央小学校	公立学校
○		総社市駅南1-13-13	常盤小学校	公立学校
○		総社市南溝手480	総社東小学校	公立学校
○		総社市秦2815-2	秦小学校	公立学校
○		総社市富原422	神在小学校	公立学校
○		総社市清音軽部666-1	清音小学校	公立学校
○		総社市西阿曾207-1	阿曾小学校	公立学校

(2) 岡山県の所管

災害区分		住 所	施 設 名	区 分
水害	土砂災害			
○	○	総社市原2267	清梁園	老人福祉
○		総社市井手979-1	すみれ保育園	児童福祉
○		総社市上林763-2	ひかり保育園	児童福祉
○		総社市真壁162-1	第二ひかり保育園	児童福祉
○		総社市三輪1102-1	第三ひかり保育園	児童福祉
○		総社市南溝手277-1	太陽保育園	児童福祉
○		総社市真壁737-3	中央保育所	児童福祉
○		総社市井手438	第二太陽保育園	児童福祉
○		総社市井手1208-2	原田整形外科医院	医療施設
○		総社市駅前1-6-1	森下病院	医療施設
○		総社市駅前2-18-21	杉本クリニック	医療施設
○		総社市小寺7-7	ふじかわ眼科医院	医療施設
○		総社市総社1-17-25	薬師寺慈恵病院	医療施設
○		総社市総社2-22-43	長野病院	医療施設
○		総社市中央3-3-113	角田医院	医療施設
○		総社市真壁158-5	すぎもと眼科医院	医療施設
○		総社市真壁212	さかえ外科内科クリニック	医療施設
○		総社市真壁213	谷ロレディスクリニック	医療施設
○		総社市三須1342	杉生クリニック	医療施設
○		総社市門田315	診療ドクター杉生	医療施設
○		総社市門田78-1	くにとみクリニック	医療施設
○		総社市井尻野1722	いじりの認定こども園	公立学校
○		総社市小寺487	スマイル保育園	児童福祉
○		総社市総社1295-14	みどり保育園	児童福祉
○		総社市中央6-2-110	たんぼぼ保育園	児童福祉
○		総社市秦2947	すずらん保育園	児童福祉
○		総社市秦380-2	第二すずらん保育園	児童福祉
○		総社市金井戸446-1	あおぞら保育園	児童福祉

災害区分		住 所	施 設 名	区 分
水害	土砂災害			
○		総社市駅南1-12-5	あのね保育園	児童福祉
○		総社市清音軽部762	きよね認定こども園	児童福祉
○		総社市清音上中島168-6	ケアホーム清音	老人福祉
○		総社市井尻野331-1	ケアヴィレッジ総社	老人福祉
○		総社市中央3-3-113	医療法人雄栄会 角田医院(中央通所リハビリテーションセンター)	老人福祉
○		総社市中央4-1-114	グループホーム総社中央	老人福祉
○		総社市真壁158-4	桃李の里	老人福祉
○		総社市総社1-11-3	ロッツファミリー総社	老人福祉
○		総社市井手919	デイサービスセンターみやけ	老人福祉
○		総社市清音上中島168-6	デイサービス清音の里	老人福祉
○		総社市中央4-1-114	デイサービス清音	老人福祉
○		総社市中央5-2-102	ツクイ総社	老人福祉
○	○	総社市日羽456-1	通所介護 光憂館	老人福祉
○		総社市三須1524-4	デイサービスセンターアルフィック総社	老人福祉
○		総社市総社1-17-25	薬師寺慈恵病院指定通所介護センター	老人福祉
○		総社市中央3-3-110	宅老所なごみデイサービス	老人福祉
○		総社市小寺986-1	ケアハウス ほほえみ	老人福祉
○		総社市小寺365	総社はばたき園	障がい福祉
○		総社市真壁399	わくわくハンド・ベル	障がい福祉
○		総社市中央4-16-102	ファインピープル あゆみ	障がい福祉
○		総社市中央6-8-106	児童発達支援事業所 ていんくる	障がい福祉
○		総社市駅南1-26-3	児童発達支援事業所 たんぽぽ	障がい福祉
○		総社市中央4-22-106	ソーシャルスキルサポート ふぁみりえ	障がい福祉
○		総社市駅前2-15-15	コロシ コロシ	障がい福祉
○		総社市総社2-17-22	アグリーエカロー星	障がい福祉
○		総社市中央6-3-105	UMECドリーム	障がい福祉
○		総社市総社2-22-34	ジョブサポート クローバー	障がい福祉
○		総社市井手366-4	発達支援事業ハロウ	障がい福祉
○		総社市福井2081	総社放課後等デイサービスにこここ	障がい福祉
○		総社市門田294-4	就労継続支援B型事業所まーる	障がい福祉
○	○	総社市井尻野900-2	グリーンファーム	障がい福祉
○		総社市井手1004-2	のぞみ	障がい福祉
○		総社市井手1044-7	障害者共同生活援助グループホーム井手Ⅰ	障がい福祉
○		総社市井手895-5	障害者共同生活援助グループホーム井手Ⅱ	障がい福祉
○		総社市井手1014-1 103	障害者共同生活援助グループホーム井手Ⅲ	障がい福祉
○		総社市井手1014-1 105	障害者共同生活援助グループホーム井手Ⅳ	障がい福祉
○		総社市中央3-5-108	グループホーム中央Ⅰ	障がい福祉
○		総社市中央3-5-107	グループホーム中央Ⅱ	障がい福祉
○		総社市中央3-11-106	グループホーム今日も元気 1号棟・2号棟	障がい福祉
○		総社市溝口119	多機能型事業所みぞくち	障がい福祉
○		総社市真壁2129	障害者活動支援センターがじゅまる	障がい福祉
○		総社市三須1127-1	住倉総社作業所	障がい福祉
○		総社市久代4598-1	サポートセンターはるかぜ	障がい福祉
○		総社市美袋1584-1	あそびのきち おひさま	児童福祉
○		総社市中央5-6-107 セフィラB-103	託児所 げんき	児童福祉

○		総社市南溝手421-1	多機能型事業所・相談支援事業所 そうじゃ晴々	障がい福祉
○		総社市中央6-6-102	あゆみの会作業所	障がい福祉
○		総社市清音軽部1135	地域活動支援センターゆうゆう	障がい福祉

(3) 岡山市の所管

災害区分		住 所	施 設 名	区 分
水害	土砂災害			
○		総社市井手574-1	仮谷ホーム	障がい福祉
○		総社市井手574-1	仮谷ホーム II	障がい福祉
○		総社市中央4-18-112	プリっといこう家	障がい福祉

〈資料 3 1〉 岡山県の災害拠点病院一覧

区 分	医療機関名	所在市町村	備考
基幹災害拠点病院	岡山赤十字病院	岡山市北区	
地域災害拠点病院	岡山済生会総合病院	岡山市北区	県南東部
地域災害拠点病院	国立病院機構岡山医療センター	岡山市北区	県南東部
地域災害拠点病院	岡山大学病院	岡山市北区	県南東部
地域災害拠点病院	川崎医科大学付属病院	倉敷市	県南西部
地域災害拠点病院	倉敷中央病院	倉敷市	県南西部
地域災害拠点病院	高梁中央病院	高梁市	高梁・新見
地域災害拠点病院	総合病院落合病院	真庭市	真庭
地域災害拠点病院	津山中央病院	津山市	津山・英田

〈資料３２〉 防災協定締結一覧

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
1	情報通信	株式会社 倉敷ケーブルテレビ	総社市災害緊急放送に関する協定	H17. 5. 20
2	医療救護	社団法人 吉備医師会	災害時の医療救護活動についての協定	H17. 5. 27
3	相互応援	長野県茅野市	災害時における相互応援に関する協定	H17. 6. 1
4	情報収集	総社市内郵便局	災害時における総社市及び総社市内郵便局間の相互協力に関する協定	H17. 6. 1
5	ライフライン	中国電力ネットワーク株式会社 倉敷ネットワークセンター	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	H28. 4. 1
6	応急措置等	社団法人 岡山県建設業協会吉備支部	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H18. 8. 28
7	応急措置等	総社市建設業協同組合	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H18. 8. 28
8	避難所	岡山県立総社高等学校	非常災害時における避難施設利用に関する協定	H19. 3. 22
9	避難所	岡山県立総社南高等学校	非常災害時における避難施設利用に関する協定	H19. 4. 1
10	避難所	岡山県立大学	非常災害時における避難施設利用に関する協定	H19. 9. 1
11	情報通信	社団法人 日本アマチュア無線連盟岡山県支部	アマチュア無線による災害時応援に関する協定	H20. 1. 17
12	ライフライン	総社市管工事協同組合	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H20. 10. 6
13	物資の調達	株式会社 カルピス 岡山工場	災害時における飲料水提供に関する協定	H22. 9. 1
14	応急措置等	社団法人 岡山県測量設計業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	H22. 11. 1
	応急措置等	中国地質調査業協会岡山県支部	災害時における応急対策業務に関する協定	H22. 11. 1
15	物資の調達	サントリーフーズ㈱	災害発生時における飲料水供給に関する協定	H22. 11. 4
16	災害救助	N P O 法人日本レスキュー協会	災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定	H23. 6. 24
17	避難所	太洋開発株式会社（サントピア岡山総社）	災害時における支援協力に関する協定	H23. 7. 4
18	情報収集	国土交通省中国地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23. 7. 8
19	応急措置等	吉備開発工事 株式会社	災害時における防災協力に関する協定	H23. 9. 15
20	避難所	鬼ノ城ゴルフ倶楽部	災害時における避難施設利用に関する協定	H23. 11. 15
21	避難所	岡山国際ゴルフ倶楽部	災害時における避難施設利用に関する協定	H23. 11. 15
22	応急措置等	J F E エンジニアリング株式会社	災害時における応急復旧業務の協力に関する協定	H24. 3. 23
23	応急措置等	株式会社 横河ブリッジ	災害時における総社市所管管理橋梁の応急対策業務に関する協定	H24. 4. 1
24	物資の調達	大黒天物産 株式会社	災害時における応急生活物資等の支援に関する協定	H24. 4. 24
25	物資の調達	レンゴー株式会社 岡山工場	災害時における物資の供給に関する協定	H24. 8. 27
26	福祉避難所	社会福祉法人 雪舟福祉会（セレーノ総社）	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25
27	福祉避難所	社会福祉法人 梁善会（デイサービスセンター さくばらランド、小規模多機能型居宅介護 縁（えにし））	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25
28	福祉避難所	社会福祉法人 超寿会（特別養護老人ホーム いずみの杜）	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25
29	福祉避難所	社会福祉法人 新生寿会（総社市山手福祉センター）	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
30	福祉避難所	社会福祉法人 スキーム福祉の会（特別養護老人ホーム グリーンアンドドライバーホーム）	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25
31	福祉避難所	社会福祉法人 経山会（特別養護老人ホーム 三清荘）	災害時における支援協力に関する協定	H24. 12. 25
32	避難所	湛井十二箇郷組合	災害時における避難施設利用に関する協定	H25. 7. 17
33	相互応援	岡山県立大学，AMD A	災害時における支援協力に関する協定	H25. 9. 10
34	緊急輸送	総社両備タクシー株式会社	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
35	緊急輸送	備北タクシー株式会社	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
36	緊急輸送	株式会社美袋交通	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
37	緊急輸送	豪溪タクシー	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
38	緊急輸送	株式会社日の丸タクシー	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
39	緊急輸送	中鉄バス株式会社	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
40	緊急輸送	中鉄観光株式会社	災害時における緊急輸送に関する協定	H26. 5. 19
41	医療救護	公益社団法人 岡山県柔道整復師会	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	H26. 6. 18
42	相互応援	岡山県及び県内各市町村	災害時相互応援に関する協定	H26. 7. 4
43	相互応援	丸亀市，AMD A	災害時相互応援に関する協定	H26. 8. 30
44	物資の調達	生活協同組合おかやまコープ	災害発生時における応急生活物資供給に関する協定	H26. 9. 22
45	相互応援	福島県相馬市	災害時相互応援に関する協定	H27. 2. 9
46	ライフライン	岡山県L Pガス協会総社支部	災害時におけるL Pガス供給に関する協定	H27. 2. 25
47	避難生活支援	岡山県美容生活衛生同業組合総社支部	災害時における美容サービス業務の提供に関する協定	H27. 2. 25
48	ライフライン	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	H27. 4. 14
49	相互応援	雪舟サミット構成市（島根県益田市，山口県山口市，井原市，広島県三原市，山口県防府市）	災害時相互応援に関する協定（雪舟サミット）	H28. 2. 10
50	避難場所	天満屋ハピータウン リブ総社店	災害時における避難施設利用に関する協定	H28. 2. 16
51	避難場所	コープ総社東店	災害時における避難施設利用に関する協定	H28. 2. 16
52	避難場所	オールスター25 総社店	災害時における避難施設利用に関する協定	H28. 2. 16
53	物資の調達	岡山県石油商業組合 総社支部	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	H28. 4. 1
54	福祉避難所	社会福祉法人 吉備路の会	災害時における支援協力に関する協定	H28. 11. 22
55	相談業務	岡山弁護士会	災害時における法律相談業務に関する協定	H29. 1. 30
56	相談業務	岡山県行政書士会	災害時における行政書士相談業務に関する協定	H29. 2. 3
57	被災地支援	N P O法人 ピーク・エイド	大規模災害時における支援に関する協定	H29. 4. 21
58	相互応援	神奈川県伊勢原市	災害時における相互応援に関する協定	H29.6.2
59	情報通信	西日本電信電話株式会社 岡山支店	特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する協定	H29.12.18
60	相互応援	大阪府和泉市	災害時における相互応援に関する協定	H29.12.22

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
61	相互応援	京都府与謝野町	災害時における相互応援に関する協定	H30.3.29
62	役務提供	(株) エフエムくらしき	緊急防災放送に関する協定書	H30. 4. 1
63	相互応援	熊本県 益城町	災害時における相互応援に関する協定	H30. 11. 19
64	相互応援	福井県 小浜市	災害時における相互応援に関する協定	H30. 11. 30
65	相互応援	大阪府 松原市	災害時における相互応援に関する協定	H30. 12. 18
66	相互応援	福井県 勝山市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 5. 9
67	役務提供	(一社) 岡山県トラック協会備中協議会総社分会	災害時等における物資の緊急輸送等に関する協定	R元. 5. 24
68	相互応援	北海道苫小牧市、ピークエイド	災害時における相互応援に関する協定	R元. 6. 10
69	相互応援	長崎県対馬市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 6. 23
70	役務提供	総社市建設協議会	災害時における応急措置等の実施に関する協定	R元. 7. 10
71	相互応援	新潟県新潟市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 7. 11
72	車両提供	三菱自動車工業株式会社・西日本三菱自動車販売株式会社	災害時における電動車両等の支援に関する協定	R元. 10. 4
73	相互応援	高知県高知市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 10. 28
74	相互応援	山口県長門市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 11. 6
75	相互応援	香川県三豊市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 11. 11
76	相互応援	福岡県田川市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 11. 26
77	相互応援	広島県庄原市	災害時における相互応援に関する協定	R元. 11. 29
78	相互応援	高知県須崎市	災害時における相互応援に関する協定	R2. 1. 10
79	相互応援	奈良県奈良市	災害時における相互応援に関する協定	R2. 2. 27
80	役務提供	岡山県瓦工事協同組合	災害時における応急対策活動に関する協定書	R2. 3. 6
81	役務提供	特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン	災害等緊急時における支援協力に関する協定	R2. 6. 24
82	役務提供	特定非営利活動法人災害支援団Gorilla	災害時の協力に関する協定	R2. 6. 25
83	相互応援	三重県名張市	災害時における相互応援に関する協定	R2. 10. 13
84	相互応援	鳥取県米子市	災害時相互応援協定	R2. 10. 16
85	相互応援	鳥取県境港市	災害時相互応援協定	R2. 10. 16
86	相互応援	熊本県熊本市	災害時相互応援協定	R2. 10. 19
87	相互応援	福岡県太宰府市	災害時相互応援に関する協定	R2. 11. 2
88	相互応援	滋賀県東近江市	災害時相互応援に関する協定	R3. 1. 12
89	相互応援	兵庫県養父市	災害時相互応援に関する協定	R3. 1. 19
90	相互応援	高知県室戸市	災害時及び健康づくりの推進の相互応援に向けた包括的連携に関する協定	R3. 1. 29
91	役務提供	有限会社 アイ薬局	災害時における医薬品等の確保・供給に関する協定	R3. 2. 3

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
92	役務提供	総社市シルバー人材センター	災害時の支援に関する協定	R3. 2. 3
93	相互応援	富山県富山市	災害時相互応援協定	R3. 3. 22
94	相互応援	滋賀県守山市	災害時相互応援協定	R3. 3. 24
95	相互応援	福島県いわき市	災害時相互応援協定	R3. 3. 26
96	相互応援	大阪府東大阪市	災害時における相互応援に関する協定	R3. 3. 30
97	相互応援	千葉県市川市	災害時相互応援に関する協定	R3. 5. 13
98	役務提供	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R3. 6. 10
99	相互応援	埼玉県本庄市	災害時における相互応援協定	R4. 1. 12
100	相互応援	福岡県豊前市	災害時及び健康づくりの推進の相互応援に向けた包括的連携に関する協定	R4. 1. 14
101	相互応援	和歌山県由良町	災害時における相互応援協定	R4. 1. 18
102	避難協力	大惣株式会社	災害時における避難施設利用に関する協定	R4. 1. 28
103	相互応援	東京都稲城市	災害時における相互応援協定	R4. 2. 2
104	役務提供	公益社団法人 倉敷法人会	災害時における支援協力に関する協定	R4. 2. 4
105	避難協力	日本GLP株式会社・投資法人GLP・両備ホールディングス株式会社	災害時における避難場所の確保並びに支援物資の受入・配送等に関する協定	R4. 3. 18
106	役務提供	佐川急便株式会社	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	R5. 8. 3
107	役務提供	株式会社遊食坊屋	災害時における食品の供給に関する協定	R5. 11. 28
108	相互応援	鹿児島県姶良市	災害時における食品の供給に関する協定	R6. 7. 30

令和6年8月現在

108協定150団体

協定先 : 自治体・公共機関 74団体 民間 76団体
(うち県外自治体 42団体)

〈資料 3 3〉 被災地支援活動一覧

平成23年以降

	派遣期間	派遣先	災害種別	派遣人数	主な支援内容	支援 条例	備 考
1	H23. 1. 18～ H23. 2. 5	ブラジル リオ デジャネイロ州	水害	1	AMD A 合同支援	—	
2	H23. 3. 24～ H23. 12. 23	宮城県他	地震	51	物資支援・人命検索・ 消火・健康相談 等	—	東日本大震災
3	H25. 7. 30, 8. 2	山口県津和野 町	水害	6	物資支援（食料品等）	—	
4	H25. 11. 18～	フィリピン	台風	1	AMD A 合同支援	—	フィリピン最大 級の災害
	H25. 12. 24	総社市大規模災害被災地支援に関する条例を制定					
5	H26. 8. 21, 8. 23	広島市安佐南 区	土砂災害	7	物資支援（飲料水、生 活物資）	①	広島市土砂災害
					人命検索	—	緊急消防援助隊
6	H27. 9. 12～ H27. 9. 14	栃木県日光 市，鹿沼市	水害	3	物資支援，土砂撤去	②	関東・東北豪雨
7	H28. 4. 15～ H28. 5. 31	熊本県益城町	地震	87	物資支援，テント村運 営	③	熊本地震
		熊本県益城町 他			人命検索	—	緊急消防援助隊
8	H28. 11. 9～ H28. 9. 13	鳥取県倉吉市	地震	4	家屋被害認定調査	—	岡山県から要請
9	H28. 12. 24～ H28. 12. 25	新潟県糸魚川 市	火災	4	物資支援（食料品）	④	糸魚川市大規模 火災
10	H29. 7. 6～ H29. 7. 10	福岡県朝倉市	水害	10	物資支援（食料品，生 活物資）	⑤	九州北部豪雨
11	H30. 2. 8～ H30. 2. 9	福井県勝山市	大雪	5	物資（軽油）支援	⑥	北陸豪雪
12	H30. 9. 7～ H30. 9. 8	大阪府和泉市	台風	2	物資支援（ブルーシー ト）	⑦	台風21号
13	H30. 9. 7～ H30. 9. 8	北海道苫小牧 市	地震	0	物資支援（毛布）	⑧	北海道胆振東部地 震（輸送は業者委 託）
14	R1. 9. 5	岡山県新見市	水害	2	物資支援（土のう）	—	岡山県市長会か ら要請
15	R1. 9. 13～ R1. 9. 16	千葉県君津・ 東金市	台風	4	物資支援，災害対策本 部支援	⑨	台風15号
16	R1. 10. 14～ R1. 10. 20	福島県相馬 市，いわき市	台風	7	物資支援，家屋被害認 定調査，廃棄物処理等	⑩	台風19号
17	R1. 10. 18～ R1. 10. 22	茨城県常陸大 宮市	台風	1	家屋被害認定調査業務	—	台風19号 岡山 県対口支援
18	R1. 11. 12～ R1. 11. 13	長野市	台風	2	物資支援	⑪	台風19号（輸送 は業者委託）

	派遣期間	派遣先	災害種別	派遣人数	主な支援内容	支援条例	備 考
19	R2. 7. 6～ R2. 7. 9	熊本県人吉市	水害	3	物資支援（輸送は業者委託）	⑫	令和2年7月豪雨
	R2. 8. 2～ R2. 9. 1	熊本県人吉市		15	避難所運営支援		熊本市，西予市，和泉市合同支援
20	R2. 11. 14～ R2. 11. 24	香川県三豊市	その他	30	健康管理，活動支援	⑬	鳥インフルエンザ対応
21	R3. 10. 6	和歌山県和歌山市	その他	2	物資支援	⑭	水管橋崩落事故
22	R6. 1. 3～ R6. 5. 29	石川県七尾市 ほか	地震	81	テント村運営，活動支援ほか	⑮	能登半島地震

※ 緊急消防援助隊，県，市長会，水道協会からの要請を含む。

※ 中長期派遣は除く。

様 式

罹災（届出）証明申請書

年 月 日

総 社 市 長

〔申請者〕	住 所	_____
	氏名（代表者）	_____
	電話（ ）	— _____
	現在の連絡先 住所	_____

	電話（ ）	— _____
〔代理人〕	住 所	_____
	氏名（代表者）	_____
	電話（ ）	— _____
	申請者との関係	_____

罹 災 場 所	総社市 (アパート等の場合、名称)
罹 災 住 家 等	☐ 住 家（ ☐ 持家／ ☐ 借家） ☐ 非住家（ ）
申請者と罹災住家等の関係	☐ 所有者 ☐ 管理者 ☐ 占有者 ☐ 借家人 ☐ その他（ ）
罹災日付及び 罹災理由	罹災日付 年 月 日 罹災理由 _____
罹災届出内容	
罹災証明内容 の提供及び 発行制限確認	①各種支援制度の所管課に対し、罹災証明内容を提供することに同意する。 (☐ はい／ ☐ いいえ) ②本人以外の者に対する罹災証明書等の再発行制限を希望する。 (☐ はい／ ☐ いいえ)
罹災証明書の 受取	☐ 郵送 ☐ 申請者の住所と同じ ☐ 〒 _____ 住所 _____ ☐ 市役所で受取る。
備 考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号を記入してください。連絡先が異なる場合は現在の連絡先も記入してください。
- 2 代理人の場合は、申請時に代理人本人であることが確認できるものと委任状を提出し、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・連絡先・申請者との関係を記入してください。
- 3 「罹災場所」欄には、被害のあった建物の住所（登記の地番ではありません。）を記入してください。また、アパートなどの建物名称等も記入してください。
- 4 「罹災住家等」欄には、住家（現に人が住んでいる家、アパート等）及び非住家（人が住んでいない事務所、店舗、物置及び車庫等）の該当する項目にレ点を記入ください。
- 5 「申請者と罹災住家等の関係」欄には、申請者が住家等の所有者、管理者、占有者、借家人、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入ください。
- 6 「罹災日付及び罹災理由」欄には、罹災又は罹災したと思われる日付及び理由について、次の例示のように記入してください。

例1 「令和〇〇年〇〇月〇〇日に発生した地震」による

例2 「令和〇〇年〇〇月〇〇日の台風第〇〇号の豪雨」による

- 7 「罹災届出内容」欄には、被災した内容をできる限り詳細かつ具体的に記入してください。

例1 「地震により住宅の1階部分〇〇㎡がつぶれて使用不能になった。」

例2 「大雨による増水で〇〇町〇丁目一帯が浸水し、床上〇〇cm浸水した。」

なお、住家の場合には、母屋を中心に記入してください。

- 8 「罹災証明内容の提供及び発行制限確認」欄には、同意又は希望する場合は「はい」に、しない場合は「いいえ」に、レ点を記入ください。

なお、各項目の内容は次のとおりです。

項目1 「各種支援制度の所管課に対し、罹災証明内容を提供することに同意する。」

⇒ 罹災証明書の添付が必要な被災者支援制度の申請に際し、罹災証明書の添付を省略することを可能とするものです。

（被災者支援制度の申請手続きを軽減するためのものです。）

項目2 「本人以外の者に対する罹災証明書等の再発行制限を希望する。」

⇒ 申請者以外の者より、罹災証明書等の再発行の申請があった際に、その者に対し、罹災証明書等の再発行を行わないようにするものです。

（DV・ストーカー行為等の被害者保護を行うためのものです。）

罹 災 証 明 書

申請者住所	
申請者氏名	

罹 災 場 所	
罹 災 住 家 等	
罹 災 理 由	
被 害 の 程 度	
摘 要	
注 意 事 項	・この証明書は、災害対策基本法第90条の2に基づき、本市において確認を行った建物の被害の程度について証明するものです。なお、被害の程度が変更になった場合は、それより前に発行された証明書は、その効力を失います。 ・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

総 社 市 長 印



被災証明申請書

年 月 日

総社市長

[申請者]

住所

氏名(代表者)

電話 () -

現在の連絡先住所

電話 () -

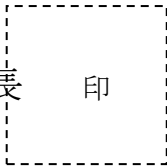
被災場所	総社市
被災日付及び被災理由	被災日付 被災理由
被災状況	
被災証明内容の提供及び発行制限確認	①各種支援制度の所管課に対し、被災証明内容を提供することに同意する。 (□はい／□いいえ) ②本人以外の者に対する被災証明書等の再発行制限を希望する。 (□はい／□いいえ)
備考	・この証明は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

被災証明書の交付を次のとおり申請します。

上記のとおり、被災の申請がなされたことを証明します。

年 月 日

総社市長 印



総社市地域防災計画

(資料編)

発行
編集

令和 6 年 8 月
総社市防災会議

〒 719-1192

総社市中央一丁目 1 番 1 号

電話 0 8 6 6 - 9 2 - 8 5 9 9

E-mail:kikikanri@city.soja.lg.jp (LGWAN)

E-mail:kikikanri@city.soja.okayama.jp